

令和元年白浜町議会第3回定例会 会議録(第3号)

1. 開 会 令和元年9月13日 白浜町議会第3回定例会を白浜町役場
議場において 10時00分 開会した。

1. 開 議 令和元年9月13日 10時01分

1. 閉 議 令和元年9月13日 14時57分

1. 散 会 令和元年9月13日 14時57分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	堀	匠	2番	楠本	隆典
3番	南	勝弥	4番	西尾	智朗
5番	丸本	安高	6番	正木	秀男
7番	堅田	府利	8番	松田	剛治
9番	小森	一典	10番	水上	久美子
11番	辻	成紀	12番	廣畑	敏雄
13番	溝口	耕太郎	14番	長野	莊一

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 濱口 伊佐夫 事務 主査 坂本 十志也

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤	誠	副 町 長	林	一 勝
教 育 長	山 中	雅 巳			
富田事務所長					
兼農林水産課長	古 守	繁 行	日置川事務所長	石 田	健
総務課長	愛 須	康 徳	税 務 課 長	岩 城	祐 朗

民生課長	寺脇孝男	住民保健課長	中本敏也
生活環境課長	廣畑康雄	観光課長	泉芳明
建設課長	玉置康仁	上下水道課長	久保道典
会計管理者	玉置孔一	消防長	大谷哲也
教育委員会			
教育次長	榎本崇広	総務課副課長	山口和哉

1. 議事日程

日程第1 一般質問

1. 会議に付した事件

日程第1

1. 会議の経過

○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会令和元年第3回定例会3日目を開会します。

ただいまの出席議員は14名です。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 濱口君

○番外（事務局長）

諸報告を行います。

本日の議事日程については、お手元に配布しています。

本日は一般質問4名を予定しています。

本日で一般質問を終結したいと思いますので、ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

本日の休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

以上で諸報告を終わります。

○議長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしくお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 一般質問

○議長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可します。14番 長野君の一般質問を許可します。長野

君の質問は、分割方式です。通告質問時間は、60分でございます。長野君の質問事項は、1つとして、日置川流域と安宅荘城館群について。2つとして、白浜町小中学生スポーツ大会等出場費補助金交付要綱について。3つとして、投票率向上に向けた取り組みについて。4つとして、使用済み小型電子機器等の回収についてであります。

まず、日置川流域と安宅荘城館群についての質問を許可します。

14番 長野君（登壇）

○14 番

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問を行います。

まず初めに、質問事項1、日置川流域と安宅荘城館群について質問をいたします。

その1点目、安宅荘城館群の国指定文化財に向けた取り組みについて、お伺いいたします。

日置川の流域は、安宅荘は中世時代に熊野水軍として活躍した安宅氏が支配する地でありました。安宅氏は、南北朝時代以降、紀伊や阿波に所領を持ち、お城を構築し、海上交通を支配し、造船や材木、備前焼等の流通にかかわり、大きな富を蓄積していたようであります。安宅荘城館群は、鎌倉時代末期から南北朝の動乱を経て、室町、戦国時代の紀伊国の複雑な政治情勢の中で、地方領主熊野水軍として事実的にみずからの領域を支配するために築いた城館群であり、安宅氏はそれぞれが固有の役割、性格を担う8カ所の城館跡であります。また、安宅荘城館群は、列島の東西を結ぶ海上交通の結節点である紀伊半島南部において、水軍領主としての安宅氏が事実的な領域支配を行っていたという証であると思っております。特に戦国時においては、隣接する富田荘の山本氏と抗争の中で戦略的な城館を築城している状況が確認でき、中世の熊野水軍の領域支配の様相の一端を示しているとのことでもあります。また、他の熊野水軍としての城館群と比較して、卓越した規模で、かつ良港に依存し、海の武士勢力である熊野水軍の存在形態を示す遺跡群として大変貴重な城館群であります。

白浜町は、安宅荘城館群を平成14年度より継続的に調査を進めてきていると思っております。その成果をまとめ、安宅荘城館群の国指定文化財に向けた必要な作業に取り組んでいただいていると思っておりますが、文化財指定に向けた今後の取り組みについて、お伺いいたします。

続きまして、2点目、町全体で指定に向けての盛り上げが必要と考えます。

文化審議の専門調査での調査、審議、また、文化審議会が文部科学大臣へ答申という手続ということではありますが、現在、日置川歴史クラブの会員の皆さんが、安宅氏の勉強会や講演会を開催し、地域で盛り上げていただいておりますが、やはり白浜町全体で指定に向けての盛り上げがぜひ必要であると考えますが、町長のご見解をお伺いいたします。

続きまして、3点目の町内に存在する歴史資料、民俗資料の活用についても、国指定文化財とあわせて取り組んでいく考えはないのか、お伺いいたします。

次に、4点目、付近の古道も含めた観光資源としての活用も今後必要と考えますが、当局の答弁を求めます。

以上、4点について当局の答弁を求めます。

○議 長

長野君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 教育長 山中君（登壇）

○番 外（教育長）

安宅荘城館群は、中世に熊野水軍として活躍した安宅氏が築いた8カ所の城館を指します。

教育委員会は平成14年度より国指定文化財の指定を目的とした調査を実施してきました。

今回、8カ所の城館跡のうち調査研究が進んでいる5カ所、安宅氏居館跡、八幡山城跡、中山城跡、土井城跡、要害山城跡の城館跡を国指定文化財に指定すべく、文化庁に意見を具申しました。その際の名称としては、「安宅氏城館跡」となります。

今後、文部科学大臣より文化審議会に指定に向けた諮問がなされ、文化審議会より11月ごろに答申がされます。その結果をもとに、年度内には文部科学大臣より正式に官報告示がされる予定となっております。予定どおり国指定文化財に指定されれば、「史跡安宅氏城館跡保存活用計画」を策定し、適切に保存活用に努めたいと考えております。

○議 長

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

2点目のご質問にお答えいたします。

町全体で指定に向けての盛り上げが必要であると考えているが、町長の考えはということですが、今後の取り組みの一環として、今年度の国庫補助事業、地域の特色ある埋蔵文化財活用事業の中で、史跡の答申記念シンポジウムを実施し、町内外に対して国指定に向けたPRを実施してまいります。シンポジウムでは、これまでの調査成果の報告や、これからの保存活用について広く意見を聞ける場といたします。

この機会を契機に、より一層情報の発信に努め、指定に向けた機運の醸成に努めてまいります。

また、令和3年度、2021年でございますけれども、和歌山県で、第36回国民文化祭・わかやま2021第21回全国障害者芸術文化祭わかやま大会が開催されます。白浜町では、地域文化発信事業の一環として、安宅荘城館群をメインとしたイベントを計画していきたいと考えております。

○議 長

番外 教育次長 榎本君（登壇）

○番 外（教育次長）

議員より、町内に存する歴史資料、民俗資料の活用について、指定文化財とあわせて取り組んでいく考えはないかというご質問をいただいております。

町内に存する歴史資料、民俗資料につきましては、今後、史跡安宅氏城館跡を核とした地域の歴史を物語る歴史遺産として、地域の協力を得ながら一層の活用を図ってまいりたいと考えてございます。

具体的に考えてございますのは、日置川拠点公民館などにおきまして、安宅荘城館群出土物や民俗資料を展示して、日置川流域の歴史を深く知ってもらいたいと、こうした取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

4点目にご質問いただきました付近の古道も含めた観光資源として活用も必要ではないかというご意見でございます。

安宅荘城館群は、富田川流域とつながる熊野参詣道大辺路富田坂やすさみ町とつながる安宅坂といった古道と深く関連するものでございます。特に土井城跡や要害山城跡は古道を守る関所的な役割も担ってまいりました。今年6月に富田坂ウォークと要害山城跡の見学会を同時に開催し、活用を図るとともに、史跡に対する理解を深めていただいたところでござい

ます。

このように、歴史的にも大変重要な価値のあるものであると同時に、その多くを自身で身近に感じ体感できる、地域や白浜町にとって非常に貴重な歴史遺産であると考えてございます。

教育委員会としましては、引き続き調査研究を行い、その情報を発信することで、地域の皆様や白浜町としてどこにも負けない観光資源として活用いただけるものと、このように考えてございます。

○議 長

当局の答弁が終わりました。再質問があれば、許可します。

14番 長野君（登壇）

○14 番

歴史的にも大変重要であり、白浜町にとりましても大変貴重な歴史遺産であります。予定どおりにいきますと、今年度内に国指定文化財の指定が告示されるとのことであります。白浜町にとりまして、日置川の皆さんにとりましても、大変喜ばしいことであります。指定に向けて盛り上げていただきたいと思います。

これで、日置川流域と安宅荘城館群についての質問を終わります。

○議 長

以上で、1つ目の、日置川流域と安宅荘城館群についての質問は終わりました。

次に、2つ目の、白浜町小中学生スポーツ大会等出場費補助金交付要綱についての質問を許可いたします。

14番 長野君（登壇）

○14 番

次に、質問事項2、白浜町小中学生スポーツ大会等出場費補助金交付要綱について、質問をいたします。

その1点目として、白浜町小中学生スポーツ大会等出場費補助金交付要綱とはどのようなものなのか、お伺いいたします。6月の下旬ごろだったと思います。町民の方から、補助金要綱を知っていますかという問い合わせがありました。大変お恥ずかしい話ではありますが、全く知りませんと言って電話を切りました。この要綱とはどのようなものなのか、お伺いいたします。

続きまして、2点目、補助金の交付を受けようとする児童生徒の保護者もしくはその代表者、または団体の責任者が必要書類を添えて町長に申請となっていると思いますが、スポーツ大会出場補助金の対象者で補助金を申請している団体、個人はどのくらいあるのか、お伺いいたします。また、そのうち申請されていない団体、個人はどのくらいなのか、あわせてお伺いいたします。

続きまして、3点目、この交付要綱は平成24年4月1日から施行されていますが、町民の皆さんに対してどのような周知をされているのか、お伺いいたします。

続きまして、4点目、この要綱制度を知っている人だけが申請をしているように思います。申請されていない人たちにさかのぼって補助金を交付できないのか、町長のご見解をお伺いいたします。

続きまして5点目、この交付要綱が大変複雑でありますので、要綱の運用の見直し、また、

要綱の全面見直し、今後の周知方法についてお伺いいたします。

以上、5点について当局の答弁を求めます。

○議 長

長野君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 教育長 山中君（登壇）

○番外（教育長）

長野議員から、白浜町小中学生スポーツ大会等出場補助金要綱についてのご質問をいただきました。

この要綱は、合併来施行してきた児童生徒体育文化活動振興補助金制度の運用の見直しと補助経費等を明確することを目的に、平成23年11月に白浜町教育委員会要綱第5号として新たに制定し、施行期日を平成24年度からとしたもので、学校教育活動または社会体育もしくは文化活動の振興を図るために開催される大会に出場する白浜町立小中学校に在籍する児童生徒に対して補助金を交付することにより、出場経費の負担軽減を図り、当町の教育振興に寄与することを目的としたものでございます。

制度の詳細につきましては、教育次長から答弁申し上げます。

○議 長

番外 町長 井潤君（登壇）

○番外（町 長）

長野議員から、申請されていない方にさかのぼって補助金を交付できないのかというご質問をいただきました。先にこちらのほうを私から見解を申し上げます。

このことにつきましては、教育委員会事務局から報告があり、検討をいたしました。周知の不足により制度を承知していない方にはまことに申しわけありませんが、過年度分をさかのぼって交付することは大変難しいというふうに考えております。補助金の対象となる方を抜かりなく承知することは困難であることから、制度をきめ細かく広報することで申請の機会を逃すことのないよう、周知に努めてまいりたいと存じますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

番外 教育次長 榎本君（登壇）

○番外（教育次長）

私のほうから、補助金要綱の概要についてご説明させていただきます。

白浜町小中学生スポーツ大会等出場補助金要綱の概要につきまして申し上げたいと存じます。

教育長が答弁申し上げましたように、対象者は、白浜町立小中学校に在籍する児童生徒でございます。対象の大会につきましては、県大会の予選等を経まして行われる近畿大会、西日本大会、全国大会等の上位の大会でございます。また、活動、普段の成績等から選抜、推薦により出場されます近畿大会、西日本大会、全国大会等も対象としてございます。

補助経費につきましては、交通費、宿泊費等の出場に関する経費、そして補助率につきましては2分の1を限度として2分の1以内としてございます。

以上、簡単ではございますが、制度の答弁とさせていただきますと存じます。

次に、補助金の交付を受けようとする児童生徒で、申請されて補助を受けられている方、

また対象者の中で未申請で補助を受けられていない方の数ということでご質問をいただいております。

補助金対象者を全て承知するというのは教育委員会の方では非常に困難なことですが、スポーツ奨励賞等によりまして、現在把握できている範囲についてお答えを申し上げます。

件数につきましては団体でも1件として算出しておりますので、ご了承をお願いいたします。

平成30年度交付件数につきましては11件、未申請で交付できていないのが6件でございます。平成29年度におきましても同じ件数でございまして、交付件数は11件、未申請による不交付の件数は6件となります。28年度につきましては交付件数が25件でございます。未申請の件数は12件。平成27年度につきましては交付件数が6件、未申請の件数は7件。平成26年度は交付件数が9件、未申請の件数が3件。平成25年度につきましては交付件数が15件、未申請が4件ということで把握しているところでございます。

次に、3点目にご質問いただいております町民の皆さんにこの要綱に対してどのような周知をされているのかというご質問でございます。

この補助金制度は、学校教育の中で行われてございますクラブ活動等における大会出場の補助を目的に、過去には児童生徒体育文化活動振興補助金として学校を通して運用してまいったところでございます。

また、平成24年度の制度改正時には、近年の民間スポーツクラブや団体、文化教室等に参加して、これら団体等の活動を通じて近畿大会や全国大会に出場される児童生徒が増加したことから、社会教育活動にも枠を広げて補助できるよう改正したものでございますが、対象者を白浜町立小中学校に在籍する児童生徒に限定してございます。このことから、大会に出場するという情報につきましては、当時もまた現在におきましても学校を通じて情報を得ることが大半であることから、補助金申請につきましても学校を通じていただくようにしてございます。

ご質問の町民の皆さんに対する周知はしてございませんで、学校に制度や取り扱いを説明し、補助制度の対象となる大会に児童生徒が出場する際に、学校から保護者の方に情報が伝えられているのが現状でございます。

また、学校におきましても、人事異動等によりこの制度の情報が引き継がれず、保護者の方に情報が伝わっていない状況も見受けられたところでございます。

このことから、今年度におきまして、要綱の範囲内で利用しやすいように運用変更をすることを教育委員会にお諮りし、改めて校長会を通じて制度の運用を説明するとともに、白浜町体育協会に加盟されています団体の代表者の方に文書で各団体の会員の皆様に周知いただくようお願いしたところでございます。

同時に、補助金の運用の見直し後の制度概要につきましては、ホームページに掲載をし、広報したところでございます。

4番目の件につきましては町長から答弁申し上げられたと存じます。

次に、5点目の今後の補助金のあり方、見直し等、周知の方法についてご質問をいただいております。

議員からご指摘のありましたとおり、補助金制度における申請から交付に至るまでの手続

に平素から補助金制度というものになじみのない方につきましては、手続が複雑で記入について戸惑うというご意見も父兄の方からいただいております。

学校教育活動における補助金制度につきましては、現制度を踏襲しながらも、学校間の差が生じないように見直しを進め、町と学校との手続に変更することで見直しを進めているところでございます。社会教育活動における補助金制度は別に切り分けて、給付額は現状より低くなるかもしれませんが、奨励金のような給付型に変更し、一定額を出場回数に制限を加えることなく給付できるような検討を進めているところでございます。

給付型制度に変更することによりまして、申請と報告の手続に簡素化し、領収書等の書類も不要として、利用しやすくできるものと考えてございます。この場合、学校を経由する必要がないとなりますので、教育委員会事務局に直ちに申請していただくことを想定してございます。

加えまして、現在白浜町立小中学校に在籍する児童生徒に限定している部分につきましては、他の市町村の公立学校や私立学校に在籍する白浜町に在住する児童生徒につきましても、社会教育活動に含めて対象枠を拡大することも検討しているところでございます。

補助を拡大し、白浜町の児童生徒のスポーツ、文化を振興することは大変大事なことと考えているところではございますが、予算があつてのことではございますので、本年度において、これまで対象としてこなかった経費も補助できるよう運用を見直してございますので、本年度の補助金の支出の状況を見ながら、見直しを進めてまいりたいと考えてございます。

制度が定まりましたら、学校への周知はもとより、各種関連団体、そしてホームページ、また学校を通じて児童生徒、皆に周知するなど、広く周知に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

当局の答弁が終わりました。再質問があれば、許可します。

14番 長野君（登壇）

○14 番

先ほど町長の答弁でもありましたが、さかのぼっての申請は認めないということでございます。しかし、町民の皆さんは手続等になれておりませんので、本当によりきめ細やかに手続についての説明をしていただきたいと思います。この補助金を申請する児童生徒の皆さんは、スポーツ、あるいは社会教育活動に対して一生懸命努力しての成果でありますので、幅広くきめ細やかな周知に担当部局等々は抜かりのないように努めていただきたいと思います。

最後に教育長、ちょっとこれについての答弁を。

○議 長

番外 教育長 山中君

○番 外（教育長）

今、ご指摘がありましたように、今後、こういうふうな要綱についての周知でありますとか、または手続につきましては、きちんと簡素化してできるようにしてまいりたいと考えております。どうぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。これにつきまして申請できなかった方につきましては大変申しわけないと思っております。

以上です。

○議 長

14番 長野君（登壇）

○14 番

しっかりと周知徹底をして、そして申請の漏れのないように今後していただきたいと思います。

これで、白浜町小中学生スポーツ大会出場費補助金要綱についての質問を終わります。

○議 長

以上で、2つ目の、白浜町小中学生スポーツ大会等出場費補助金交付要綱についての質問は終わりました。

次に、3つ目の、投票率向上に向けた取り組みについての質問を許可いたします。

14番 長野君（登壇）

○14 番

次に、質問事項3、投票率向上に向けた取り組みについて質問をいたします。

その1点目、直近の県知事選挙、県議会議員選挙、参議院選挙の投票率についてお伺いいたします。

投票率は全国的に見ても、また、白浜町においても、低下傾向にあると思います。本町におきましても、2010年の町議選の投票率は75.8%であり、2014年では64.635、2018年では61.57%であり、いずれも投票率が下がっており、有権者の皆さんの政治離れをあらわしているように感じております。

そこで、お伺いいたします。直近の県知事選挙、県議会議員選挙、参議院選挙の投票率についてお伺いいたします。

続きまして、2点目、投票率の分析についてお伺いいたします。

投票率が低下する傾向にある中、年齢、世代別の投票率、また地区投票別の投票率についても分析を行う必要があると思いますが、現状、分析は行っているのか、お伺いいたします。

続きまして、3点目、投票率向上に向けて現在どのように取り組まれているのか、また、今後の取り組みを検討されているものがあればお伺いいたします。

続きまして、4点目、移動期日前投票所を導入する考えはないのか、お伺いいたします。

投票率の低下は全国的な問題であると感じています。この状況を改善していかなければならないことだというのが、共通の認識だと思います。その中でも、投票率に大きく影響するのが、投票所の場所、投票所がどこにあるのか、自宅からどの程度のところにあるのかということも大きくかかわってくるのではないかと思います。有田川町では移動期日前投票所の巡回を始めております。島根県浜田市でも、10人乗りワゴン車に記載台と投票箱を備えた移動期日前投票所を活用しております。本町においても、山間部の高齢者の方々や交通手段の乏しい方々の投票機会を確保するためにも、巡回ワゴン車による移動期日前投票所の導入を検討してはどうでしょうか。お伺いいたします。

続きまして、5点目、投票終了時刻の一部繰り上げについて、お伺いいたします。

以上、5点について答弁を求めます。

○議 長

長野君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 選挙管理委員会書記 愛須君（登壇）

○番 外（選挙管理委員会書記）

おはようございます。ただいま長野議員より、投票率向上に向けた取り組みについてご質問をいただきました。白浜町選挙管理委員会書記としてお答えさせていただきます。

まず、1点目の直近の選挙の投票率については、県知事選挙が40.98%、県議会議員選挙が55.74%、そして7月に行われました参議院議員通常選挙が51.44%となっています。いずれも前回の各選挙よりも低くなっている状況であります。

次に、投票率の分析につきましては、県への報告事項として、標準的な投票区に対する年齢別投票者数の分析を現在行っています。相対的に年齢層の高い有権者の投票率が高い傾向にあるところです。

次に、投票率向上に向けての取り組みにつきましては、当町では現在、FMスポット放送、防災行政無線や車両による放送、事業所や街頭での啓発等に取り組んでいるところです。また、有権者になったばかりの高校生に選挙制度を身近に感じていただくため、和歌山県による近隣の高等学校への出前授業に協力することにより、投票率の向上に取り組んでいます。今後も、若年層に向けた啓発が重要になってくると考えております。

次に、移動期日前投票所を導入する考えはないのかというご質問をいただきました。

現在、和歌山県内で移動期日前投票所を導入しているのは、議員からもご指摘のあった有田川町のみということであります。有田川町では、ワゴン車を投票所として移動し、5カ所で各1時間30分間開設しています。開設に当たっては、投票管理者及び投票立会人、事務従事職員の確保等、さまざまな課題がありますが、当町では、まずは過疎化が進み、高齢者が多く、投票所に行くことが困難な地域を対象として取り組めないか研究したいと思えます。今後、周辺市町とも情報共有しながら、また、有田川町からも取り組んだ結果のメリット、デメリットも教えていただき、検討を考えていきます。

最後に、投票終了時刻の一部繰り上げにつきましては、和歌山県内の21町のうち、全ての投票所の開閉時刻を変更しているのは18町となっています。当町では35の投票所のうち、閉鎖時刻を変更しているのは15カ所の投票所のみとなっています。周辺では、上富田町がことしの県議会議員選挙から、すさみ町では参議院議員通常選挙から、全投票所の閉鎖時刻を18時に変更しています。当町としましても、投票率の低下を招くことのないよう、啓発に取り組みながら、白浜、富田、日置川の地域性もありますので、それらも考慮し、投票終了時刻の繰り上げについて検討していきたいと思えますので、ご理解をよろしくお願ひします。

○議 長

当局の答弁が終わりました。再質問があれば、許可します。

14番 長野君（登壇）

○14 番

投票環境の向上に向けて、さまざまな要因により投票所に行きにくくなったり、投票しづらくなったりする高齢者の投票機会をいかに確保するか、投票に行きたくても行けないという人たちの声を大事にしていきたいと思えます。

地域における投票機会の確保に向けた創意工夫に加え、投票所に行けない人のための投票環境の向上に努力されることを期待いたしまして、投票率向上に向けた取り組みについての質問を終わります。

○議 長

以上で、3つ目の、投票率向上に向けた取り組みについての質問は終わりました。
次に、4つ目の、使用済み小型電子機器等の回収についての質問を許可いたします。

14番 長野君（登壇）

○14 番

次に質問事項4、使用済み小型電子機器等の回収について質問をいたします。

「ゴミと環境フェア」で行っています使用済み小型家電の回収についてであります。白浜町立体育館まで持ち込みができない方もいますので、白浜地域、あるいは日置川地域での回収の機会を設けてはどうでしょうか。当局の答弁を求めます。

○議 長

長野君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま長野議員より、使用済み小型電子機器等の回収についてのご質問をいただきました。

議員がおっしゃるように、年1回開催している「ゴミと環境フェア」におきまして、平成27年度より使用済み小型電子機器等、通称小型家電の回収を行っているところであり、今年度におきましては、総量2,530キログラムの小型家電を回収し、それぞれ適正な処理ルートに乗せることができました。この使用済み小型家電の回収につきましては、白浜地域、日置川地域での回収の機会を設けてはどうかとのご提言をいただきました。

日置川地域につきましては、日置川区長会からも地域での使用済み小型家電の回収について要望をいただいております。そのことから、実施について検討を進め、今年度、現在、日置川地域で実施されているイベントの中で使用済み小型家電の回収を実施すべく、取り組みを進めているところです。

また、白浜地域での使用済み小型家電の回収につきましては、「ゴミと環境フェア」での実施が定着してきているので、当面の間は現状どおりと考えていますが、今後、地域の要望や廃棄物処理業者等との調整も含め検討してまいりたいと考えております。

○議 長

当局の答弁が終わりました。再質問があれば、許可します。

14番 長野君（登壇）

○14 番

日置川地域、白浜地域での回収機会の取り組みについては、関係機関の調整もあろうかと思いますが、ぜひ取り組みを進めていただきたいと思います。

これで、私の質問を終わります。

○議 長

以上をもちまして、長野君の一般質問は終わりました。

暫時、休憩します。

（休憩 10時39分 再開 10時49分）

○議 長

再開します。

9番 小森君の一般質問を許可します。小森君の質問は、一問一答方式です。通告質問時

間は、60分でございます。小森君の質問事項は、1つとして、白浜町公共施設等総合管理計画について。2つとして、防災減災対策についてであります。

はじめに、白浜町公共施設等総合管理計画についての質問を許可します。

9番 小森君（登壇）

○9 番

議長より許可をいただきまして、ただいまより通告に従い、一般質問を始めさせていただきます。

それでは、1番、白浜町公共施設等総合管理計画について、質問をさせていただきます。

現在、私たちの社会は急速に少子高齢化が進んでおり、特に日本の人口統計では、2010年（平成22年）以降、人口減少社会へと移行しています。恐らく2008年から2010年ぐらいを頂点として、緩やかですけれども今後人口がますます減少していきだろうと、そのような中で、地方創生という言葉が2014年に生まれ、国と地方が一緒になって何とかこの状況を少しでも改善していきたい、強くそう認識し、各地域の特性を生かしながら人の流れを変え、持続可能な地方創生の政策を進めようとこれまで取り組んできたことと思うわけであります。

白浜町も昨年4月、第二次長期総合計画を策定いたしました。10年後に目指すべき町の将来像とは一体どのようなものだろうか。その中における人口目標では、2028年に向けて、白浜町は1万9,547人、また、国立社会保障人口問題研究所によれば1万8,661人という、そういう数値が示されているわけです。つまり、人口がこれから大幅に減少していきだろうと、そのように予測されています。

そうした背景の中、少子高齢化問題、子育て支援、そういうことと同時に、今後は公共施設等維持管理という問題も大きな町の課題として挙げられてくるだろうと。それは白浜町だけではなく、全国の各自治体においても同じことであります。実際、白浜町が所有している公共施設の多くは高度成長期に整備され、順次、耐用年数を迎えるに当たり、老朽化対策が大きな課題となってきているわけです。平成26年4月には総務省より公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画、公共施設等総合管理計画でありますけれども、その策定要請があり、今後厳しい財政状況が続く中、人口減少などにより公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されていくことを踏まえ、早急な公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって更新、統廃合、長寿化などを計画的に行う、そのことにより財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現する。それに向けて取り組んできたことと思われまます。

そこで、白浜町では、平成29年に公共施設等の現状、維持管理、長寿命化及び統廃合等に関する基本的な考え方などをまとめた「白浜町公共施設等総合管理計画」を策定されてきたと思うのです。

その管理計画では、施設数が220、棟数が403という膨大な公共建築物を所有しています。膨大な公共建築物を所有していると申しましたが、延床面積を比較してみますと、全国平均の約2.3倍、また白浜町と同規模の自治体においては、約1.46倍と報告されているわけです。つまり白浜町は、多くの公共建築物を保有していると、維持しているということでもあります。

人口減少という現状の中、私たちの暮らしていく「まち」をどのように形づくっていくの

かということ、今後大きな課題としてクリアしていかなければならないものではないかと、そう私は強く切実に考えてしまうわけです。

白浜町における公共施設マネジメントについて、そのようなことを踏まえて今後、どのような視点で取り組もうと考えておられることでしょうか。当局の答弁をよろしく願いいたします。

○議 長

小森君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま、小森議員よりいただきました白浜町内における公共施設マネジメントの取り組み視点に関するご質問について、答弁を申し上げます。

議員ご指摘のとおり、人口減少社会へと移行している中、公共施設への利用需要は今後大きく変化していくことが見込まれている一方で、老朽化していく公共施設に係る維持及び更新等の費用は、将来の財政運営に大きな影響を及ぼすことが全国的に危惧されているところであります。

こうした中、町といたしましては、公共建築物の整備抑制、公共建築物の機能に着目した統廃合や再配置の実施、公共建築物の有効活用、公共施設等のライフサイクルコストの最適化、持続可能な公共施設等のマネジメントを基本方針とした取り組みに加え、維持管理及び運営費の効率化、遊休資産の売却、民間活力の導入などを活用しながら、財政的な課題の解消を図り、住民サービス水準の維持に努めていきたいと考えているところでございます。

○議 長

9番 小森君（登壇）

○9 番

確かに、平成29年に策定された「白浜町公共施設等総合管理計画」は、合併以前の旧町で整備した施設等の重複などを検討し、今後の維持管理や更新等を想定しながら、適正化に取り組まれ、長期的な視点を持って公共施設等の適正配置と有効活用及び財政負担の軽減、平準化も考慮しながら、今後の新たなまちづくりのあり方、基本方針について取り組もうとしていることだと思います。先ほどの町長の答弁にもありましたように、そういうことが盛り込まれていると、そう思います。

しかしながら、国が全国の自治体に要請した公共施設等総合管理計画だけでは、実ははかることのできない地域の特性や事情があるのではないかと、大きく異なってくることがあるのではないかと。それは人口減少もそうですし、想定した以上に減少してしまうということも、つくった時点以上に考えられることであります。

私たち白浜町内でも、そうした各地域の特性や事情は決して同じわけではありません。そこで、白浜町が維持管理している公共施設は膨大であるため、一つ一つを列挙するわけにはいきませんので、今回は日置川地域にスポット、焦点を当てて幾つかお伺いしたいと思うわけであります。

まず初めに、今年度、日置小学校、日置中学校及び安宅小学校等の耐震化工事が進められています。今後どのような公共施設に対する維持管理、更新について取り組もうとされていることでしょうか、当局の答弁をお願いいたします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

日置川地域におきまして、今後、どのような公共施設の維持管理、更新について取り組むのかというふうなご質問でございます。

今年度におきましては、ご質問にもありました日置小学校、日置中学校、安宅小学校の耐震改修工事に加え、日置保育園や夢の里等の福祉施設、日置川斎場等の衛生施設、農林道や漁港等の農林水産業施設、健康交流拠点施設等の観光施設、町道や橋梁等の公共土木施設、消防団車庫等の消防施設、そして簡易水道施設の改修、更新等に取り組みました。

また、設置目的を終えた日置川ごみ焼却場などの公共施設の解体、撤去にも取り組んでいるところでございます。

今後につきましては、現在着手しています橋梁修繕や簡易水道設備の更新等に引き続き取り組むとともに、各施設の所管課の課題を精査し、適宜必要な対応に努めてまいりたいと考えてございます。

○議 長

9番 小森君(登壇)

○9 番

町長からの答弁をいただきまして、いろいろな施設の改修及び更新が今後予定されていると、そういうことを伺いました。本当にそれはそれでありがたいことですが、実は旧日置川町時代に建築されたそのような公共施設のほとんどが、高度成長期、いわゆる昭和40年代に整備されたものが大半であります。今から言えばおよそ築40年から50年という耐用年数を重ねている施設が多く点在しております。それは日置川地域だけではなく、ほかの地域の公共施設等なども同じ年代に建てかえられたものがほとんどではないかと思うのです。そうした施設の規模や建物の強度、さらには老朽化に多少の差異があるといえども、一般的に公共施設の耐用年数はおよそ40年から50年と言われているわけでありまして、ですから、ただ単に施設の長寿命化を進めるだけでは、施設の安全確保や機能維持が果たして今後、十分に果たしていくことができるのかどうか、そういうところを含めて、当局の答弁をお願いいたします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

長寿命化により、施設の安全確保や機能維持ができるのかというふうなご質問についてでございますが、長寿命化事業は改修等により安全性や機能の確保が可能と判断された公共施設について実施しているところでございます。

ご質問の長寿命化事業では安全性や機能が確保できないといったケースが発生した場合につきましては、当該施設の状況に応じ、施設の建てかえや統廃合、または民間施設の活用など、白浜町公共施設等総合管理計画に定める公共施設等マネジメント基本方針に基づく検討を進めていく必要があると考えてございます。

○議 長

9番 小森君(登壇)

○9 番

確かに、長寿命化をすることで、これまで以上に施設の安全確保や多機能を広めていくと、それはそれでわからなくはないんですけども、少なくとも耐用年数を60年から80年に延ばしていくということは、長寿命化の施策であると思うんです。

しかし、私は何もその長寿命化自体に反対しているわけではないんですけども、それよりも、むしろ施設の安全確保や機能維持をする以前に、その施設を利用する住民の安心・安全という側面も、また同時に考えていかなければならないのではないかと、そこが一番施設を利用する上では大切な部分ではないかと思うわけです。

つまり何を言いたいのかといえば、日置小学校や日置中学校、さらには今後、お隣にある日置川拠点公民館や日置川事務所がある場所というのは、実は津波浸水地域に定められている場所です。たとえ施設の長寿化を進め、施設の安全確保、さらには機能を維持するということを進めたとしても、今後、近い将来起きるとされる南海トラフ巨大地震では、県内全域で甚大な津波被害が懸念されており、防災も含めて喫緊の災害対策ということが課題となってきたわけなんです。それだけに、日置川住民はもとより、将来白浜町を担う子どもたちが小学校や中学校、さらには拠点公民館では児童クラブがあるわけで、そういうところで多くの子どもたちがその施設を利用しているわけでありまして。そのような特殊な状況、事情を察していきますと、白浜町公共施設等総合管理計画の基本方針に沿う取り組みだけでは十分な対応が今後できていけるかどうか、そういうことに対しても強く私は懸念するわけがあります。

子どもたちや住民の生命や財産を率先して守るために取り組むべき公共施設等総合管理計画、そういうもので本来はなくてはならないのではないかと。そこで、改めて当局の答弁をお願いいたします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

小森議員がおっしゃるように、まず住民の安全・安心を確保することが先決ではないかというご意見には、私も同感でございます。

しかしながら、やはり今現在、白浜町公共施設等総合管理計画を作成した中で、いろんな目的と課題はありますが、その中で、なかなかこれも財源との兼ね合いですとかいろいろ課題がございますので、一朝一夕にはいかないというふうに思っております。その中で、まず公共施設等総合管理計画についての中身でございますけれども、この計画につきましては、長期的な視点を持って公共施設等の適正配置と有効活用及び財政負担の軽減、平準化について検討して、持続可能なまちづくりを実現することを目的として策定したものでございます。

ご質問いただきました防災対策等各施設が抱える個別の課題の解決につきましては、それぞれの状況等を踏まえて、必要性、あるいは優先度、そういったものを精査した上で、適宜施設所管課の計画等に基づき、課題の解決に努めているところでございますので、なかなかこれも年次計画どおりにいかないかもわかりませんが、長いスパンで見た中で財源とのいろんな課題を精査しながら、そしてこの公共施設につきましてはの総合計画に基づいて、管理計画に基づいて解決に努めてまいりたいと思いますので、ご理解いただきますよう、よろしく

お願い申し上げます。

○議 長

9番 小森君（登壇）

○9 番

白浜町の現状と将来の見通しということを重ね踏まえて、今後進めていきたいと、そういう思いが町長の今の答弁からも感じられました。今後の公共施設に対する維持管理、更新に関する基本方針は、何も施設の長寿命化や統廃合を進めることだけで健全な財政の適正化を図るだけではないと私は思うんです。

その時代の人口流動化や地域事情を踏まえ、改めて見つめ直すということで、施設規模の最適化や再編整備を通して、効率的な施設整備や施設の有効活用、住民ニーズに応じた施設配備を進めなければならないと。つまりこの管理計画をつくった時点と、また5年、10年と過ぎたあたりでは、当然状況が変わるということも踏まえて、再編をしていく必要があると。

日置川地域全般において、住民が安心・安全に暮らせる公共施設の最適化と再編整備を進めることが喫緊の課題ではないかと私は考えているわけであります。

例えば津波浸水地域に点在している日置小学校、日置中学校、日置川給食センターの高台移転や、津波浸水地域からはずれる場所に新校舎や建物を建築すること、そのことを前提に、今、日置川地域に点在している安宅小学校、安居小学校、三舞中学校を含めた統廃合を進めていくと。昨日も先輩議員が質問されていたように、今後、統廃合を含めた学校整備の再統合化、再編化いうのも避けては通れないだろうと。そうするならば、そういうことも含めて、安心・安全な場所に、日置川地域を中心とした小中学校を新たに建てることによって、そこでランニングコストが削減できたりとか、何もつくることだけでお金をたくさん使うというわけではなくて、そういうことを踏まえて、小中学校などの再編ということも進めていけることではないだろうか。また、日置川拠点公民館等、日置川事務所も同様の場所に移転するかわりに複合施設として新たに建設することで、今後、人口減少が顕著になる日置川地域のグランドデザインを改めて再構築する。そういう方向性ということも実は費用対効果を考えれば、当然含まれてきてもいいことではないかと私は思うわけであります。

現有する白浜町内の公共施設の維持管理に、今後40年間にわたって年間17億7,000万円、そういう試算、ランニングコストがかかると予想されています。ちょうどこの策定をされたときは、10億ちょっとで、今後そのぐらいかかるとすれば、7億円ぐらいの財源が不足するかもしれないという数値も出ています。それならば、生産年齢人口の減少に伴う税収減に加え、少子高齢化に伴う社会保障費等の負担を考えていくなれば、当然現有する公共施設等の維持管理費用及び更新費用の全てを賄っていくということは、財政的にも極めて困難であると。だからこそ、ランニングコストを抑制していくなれば、何も施設の長寿命化や統廃合だけでなく、それらを含めて新しい施設に置きかえて統廃合していくことで、新たなランニングコストの削減も十分見込めることではないかと、そういう思いも持って私は高台移転や津波浸水以外のところに新たに建築していくことも、実はこの総合管理計画に含まれてよろしいのではないかと、そう思うわけでありますけども、当局の答弁をお願いいたします。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番外(町長)

日置川地域のランドデザインの再構築、そして施設の統廃合によるランニングコストの削減についてのご質問をいただきました。

議員ご指摘のとおり、公共施設が持つ機能に着目し、1つの施設に異なる複数の機能を持たせる統廃合、あるいは複合化については、施設運営の効率化、またランニングコストを削減する上で大変効果のある取り組みであると認識しているところでございます。ただ、統廃合など公共施設の再配置にかかわる事業につきましては、ランニングコストのみに着目して進めるのではなく、それぞれの施設の利用状況や当該施設の老朽化の進行度合い、また、事業財源の確保なども見極めていく必要があると思います。

いずれにいたしましても、住民サービスの影響を十分考慮した上で、状況に応じた慎重な検討を進める必要があるものと考えております。

この計画ができて、その後、庁内でもさまざまな形でどういうふうにしてこれからこの施設等をどうしていくのかというふうな検討もしております。その中で幾つか、もちろん廃止ということも検討していかなければいけない施設もありますし、統廃合あるいは活用の方法の検討、そういった建てかえまたは改修とかいろいろな案が出てきておりますので、また議員の皆様にも一緒になって考えていただきたいというふうに思っております。

○議長

9番 小森君(登壇)

○9番

この質問に際しては、最後の質問とさせていただきますけども、この白浜町公共施設等総合管理計画を策定して、2年の歳月がたっています。たかが2年であるかもしれませんが、こういう過疎化が進む地方都市というのはこの2年で激変するというのも十分考えられてくるわけです。

特に私が住む日置川地域は、町長もご存じのように、高齢化率が今48%、約半分近い方々が65歳以上を占めています。つまり、裏を返せば、やはり若年層がますます地域に占める割合が小さくなっているというわけですね。そう考えると、早急に取り組みされる耐震化工事及び今後の適切な点検や診断、計画されている修繕や更新、そういうことは本当にありがたいんですけども、やはりそのとき、その時代の現状を踏まえて、そういうことをすることも大事ですけども、少し中長期的な視点をもって、新しいランドデザインということは、非常に町にとっても今度、大きな方向性になってくるのではないかと。

そういうことも含めて、別に私はきょう日置川地域にスポットを当てて質問させていただきましたけど、こういう捉え方というのは今後、日置川地域だけではなく、今白浜町が抱えている全ての地域の全域における公共施設等の管理、総合管理計画にも十分やはり含まれて、考えていくべきではないかと思うわけです。

今後、富田事務所、またこの役場本庁舎の老朽化、さらには図書館等の施設更新など、まだまだ大切な公共施設の建てかえも含め、修繕更新というものが十分これから協議されていかなければなりません。そういうことを含めて、10年後、20年後、その時代の白浜町の実情に最も適した施設のあり方ということ、改めて考えていかなければならないんじゃないだろうか。そうすると、何も今ある施設を何とか維持して云々よりも、また新しい施設を

つくりかえることによって、その地域の施設を集約できるような、そういう捉え方ということ、ぜひ含めて検討していただければ、何かその10年後、20年後に合った地域のそういう施設として住民サービスが広く行き届いていくんじゃないかと、そのように思うわけがあります。

最後に、当局のそうした見解をお伺いして、この件についての質問を終わらせていただきます。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

今、小森議員からご指摘いただきました点はごもっともでございます。10年後、20年後の社会の情勢、社会の実情に適した公共施設のあり方につきましては、議員ご提言のとおり、私もより見識を深めていかなければならない大きな課題であるというふうに認識しているところでございます。

町といたしましても、今後の人口構造の動向、住民の公共施設の利用需要や財政状況などの中長期的な動向を見定めながら、必要に応じて全国におけるさまざまな取り組み実績の情報収集等も考えてまいりたいと思います。何とぞご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

私の手元に今、白浜町公共施設等総合管理計画の概要版がございますけれども、この中には、計画の期間としまして中長期的な取り組みをする必要があることから、平成28年度から平成67年度、といいますと令和で言いますと60年ちょっと余りの期間、40年間としておるんですね。40年間といいますと私はもうこの世の中にいないと思いますし、恐らく、政治のあり方も変わってきていると思います。ですから、町政の中で、今後これを引き継ぎしながら、これからも継続してやっていかなければならない、大きな課題の1つだというふうに私は認識しております。

いずれにしましても、先送りすることなく、できるだけ早い段階でこれを一つ一つ課題の解決に向けて計画を進めていけるように取り組んでまいりたいと思います。

以上で、答弁を終わらせていただきます。

○議 長

今の答弁で少し不穏当な発言がございますけれども、ご了承いただきたいと思います。

以上で、白浜町公共施設等総合管理計画についての質問は終わりました。

次に、防災減災対策についての質問を許可します。

9番 小森君(登壇)

○9 番

防災減災対策について質問をさせていただきます。

1923年、今から約100年以上前でしょうか、大正12年9月1日に発生した関東大震災で多くの方々が犠牲になりました。そのことを教訓として、1960年、昭和35年に制定された防災の日は、毎年9月1日、自治体によってはその前後になっているわけですが、全国の自治体で防災訓練などが行われています。特に直近では、1995年に発生した阪神淡路大震災以降、全国各地で大震災が多発し、国民の防災意識の高まりがより一層顕著になってきていることと思われまます。今後30年以内に70%から80%の確率で発生す

ると予想されている南海トラフ巨大地震、そういうことも各自治体においては市民が中心となって自主的な防災訓練が盛んに行われていることだろうと思うのです。

白浜町の近隣市町村でもある田辺市でも、海岸沿いに住む住民が、津波避難ビルに避難する訓練が実施されていたり、あるいは大津波警報を伝える防災無線を合図に住民が一斉に避難場所を目指した、そういう取り組みが熱心に行われていたと、そういうことがある新聞において報道されていました。これは市民の災害に対する防災意識の高まりであり、防災活動の充実などを通して、地域の協働による取り組みだと言えることではないでしょうか。

防災に対する考え方や取り組みはいろいろとあることと思われませんが、まずは「自助・共助・公助」と言われる三助についての意味や防災対策が今後より一層大切ではないか、そう思うわけであります。

そこで、昨年10月、総務文教厚生常任委員会の視察におきまして訪問した鎌倉市では、東日本大震災を通して市民に対する積極的な津波防災意識の普及及び啓蒙活動に取り組まれている、そういうことを伺ってきました。その中でも、人口17万人を有する市が、「自助・共助・公助」の三助を市民が共有することができるように、さらに市民に対しての防災意識を徹底化するため、きめ細かな津波避難経路マップの作成や各地域の自主防災組織の結成と防災訓練を強化されてきた。そういうことなどが報告されていました。

我が白浜町でも、第二次白浜町長期総合計画の第1部第4章では、「安心・安全な環境の整備」という項目において、「住民の防災意識の高まりを受け、防災活動の充実など地域の協働による取り組みの充実が求められます。このほか、観光地としての本町の特性を踏まえ、地域住民はもとより、町内外から訪れる観光客を対象としながら、あらゆる被害を想定した総合的な安心・安全の確保が重要となります」と記されています。

さらには、その後の第3部、基本計画第5章では、快適・安全なまちづくりの基本方針において、「住民の生命と財産を災害から守り、誰もが安心・安全に暮らせるよう、防災消防体制の強化を図るとともに、自分たちの町は自分たちで守るという意識の普及、啓発と自主防災組織の結成促進を図るなど、地域ぐるみの体制強化を進めます」と宣言されています。

そこで、30年以内に発生すると想定されている南海トラフ巨大地震および大津波被害、さらには昨今の大型台風の襲来による風水害などの大規模災害に対して、白浜町として具体的にどのような防災の取り組みがなされている、なされていこうとしているのか、そのことをお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議 長

小森君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

ただいま、小森議員より南海トラフ地震、津波、風水害に対する町の防災訓練上の取り組みについてご質問をいただきました。

議員もご承知かと思いますが、町は「白浜町地域防災計画」を基本とし、南海トラフ地震による地震対策事業としては、耐震化診断および改修補助事業を、津波対策事業として各地区津波避難計画ワークショップを実施し、津波避難困難地域の分析、津波対策事業の方向性や必要なハード、ソフト避難対策についてまとめた「白浜町津波避難計画」を策定しています。現在実施中の津波避難困難地域解消対策事業の基本となっているところです。

ハードの対策については、早期の津波避難困難地域解消対策事業として、平成30年度までに避難路整備4カ所を終了し、今年度以降、避難タワー等4基の設置及び必要な避難路整備2カ所を計画し、緊急防災減災事業債制度を活用できる令和2年度末までに工事着手を目指しているところです。いずれも事業規模が大きいため、今後も逐次の事業化を目標に、地元区のご協力をお願いしていきたいと考えています。

また、風水害に係る浸水、洪水対策事業としての河川整備は、長期計画の中で県が実施中ですが、災害の教訓を踏まえ、早期の工事着手が必要と考えますので、引き続き調整していくとともに、特に地元区から要望の上がっている河床工事、堆積土砂の除去を要望していく考えであります。

防災情報、避難情報の伝達のため、デジタル防災行政無線システム整備事業を3カ年計画により来年度末の完成を目指し、実施中です。また、ソフト対策としましても、6月の警戒レベルの運用開始を踏まえ、人命保護が最優先であると考えますので、各種気象情報や河川水位の上昇予想等による空振りを恐れない避難情報の早期発令を実施していきたいと考えています。

先ほど述べました津波避難計画には、津波浸水の分析に基づき、避難に当たり必要な避難に使用できる経路及び避難速度等の基準が分析結果として記述されていますが、議員ご指摘の自助、共助に資するソフト対策は十分でないと感じていますので、今後、ソフト面の対策を講じていきたいと考えています。

以上です。

○議 長

9番 小森君（登壇）

○9 番

第二次白浜町長期総合計画の防災体制の強化という項目では、「すべての自治会における自主防災組織の立ち上げを促すとともに、組織の育成に向けた取り組みを推進し、地域防災体制の確立に努めます」と記されています。

先ほど例えで鎌倉市の防災対策についてふれてきましたが、現在の白浜町内における自治会において、自主防災組織並びに自主的に防災訓練などを実施されている自治会は、どれほどあることでしょうか。当局の答弁をお願いいたします。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

ただいま、小森議員より自主防災会の活動状況についてのご質問をいただきました。白浜町内で結成されている自治会、自主防災会、63団体中、平成30年度に町が把握している防災訓練等を実施した組織は26団体です。町も必要により自衛隊や地震車事業者の派遣調整等の訓練支援を実施しています。また、総務課計画の防災講習も要望により実施しています。今後も積極的に訓練支援をしていきたいと考えています。

以上です。

9番 小森君（登壇）

○9 番

これまで防災減災対策について、ある意味ソフト面の充実について、述べさせていただき

ましたが、これからは、ハード面について少し質問をさせていただきます。

南海トラフ巨大地震、大地震と大津波被害ばかりが考えられていますけども、近年は、ゲリラ豪雨や大型台風による風水害による災害が多発していると申しませうか、非常に懸念されているところであります。

記憶に新しいところでは、昨年も、白浜町においては、3度の大型台風の襲来により、多大な被害が町内各地で起こりました。いまだにその災害から復旧、復興していない地域もあり、今後住民がより安心・安全に暮らしていけるものなのか、どうなのか、そういう不安を抱きながら日々生活しております。

特に被害状況が大きかった日置川地域において、伊古木地区、市江地区並びに志原海岸周辺に住む住民は、台風が襲来するたびに不安を抱きながら暮らしています。そこで、先の質問において述べさせていただいた白浜町公共施設等総合管理計画にも深く関係することではありますが、白浜町のインフラ資産についても取り組んでいかなければならないのではないだろうか。具体的な対象地域で言えば、まずは伊古木地区の漁港における防砂堤の補強であります。この地域は大型台風が来るたびに高潮が旧国道42号線を乗り越え、海水が民家周辺まで迫ってきます。そのため、床下並びに床上浸水という被害が発生してしまうと。ことしの8月中旬に発生した台風10号では、被害は小さかったことと思われませんが、やはり紀伊半島に上陸するような大型台風が発生するたびに、甚大な被害が出てしまうことも事実であります。直ちにと言いたいところですが、漁港前方に設置されている防護機能を含めた設営や旧国道42号線のかさ上げ工事等は、和歌山県の取り組みなしでは進まない工事でもあり、早急な工事には時間も費用も随分かかってしまうことが予想されてまいります。しかし、白浜町として、少しでも減災対策を講じていくことができるとするならば、漁港の右側に設置されている防砂堤のかさ上げ対策などはできるのではないのでしょうか。

つまり大型台風が来るたびに漁港右側の海岸から巨大な石が漁港内部に流入し、撤去費用や修繕費用を捻出していかなければならない。そういうことも含めて、白浜町にとっては大きなランニングコストにつながってしまうことになるのではないか。現状よりも高く防砂堤を補強することで、これまで以上に漁港内部に流入する石などを十分に防いでいくことができるのではないか、そう思うわけでありませうけれども、当局の答弁をお願いいたします。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君（登壇）

○番 外（農林水産課長）

小森議員から伊古木漁港の防砂堤の補強についてのご質問をいただきました。

近年発生する台風は、想定を上回る被害をもたらすことが多く、高潮、高波対策につきましても苦慮しているところでございます。

伊古木漁港の防砂堤は塩野区からの要望により、平成24年に防砂堤40メートルを設置し、さらに、平成29年に11メートルを延長してございますが、昨年も台風の襲来により、漁港内の船揚げ場付近に大きな石が散乱したことでございます。これは付近の住民の方からもさらなる改良を求める声もいただいております。

議員の言われるような防砂堤のかさ上げをすることも有効な手段ではございますが、現場を確認いたしますと、既存の防砂堤にもかなりの土砂が堆積しておりますので、それが越波の原因であるとも思われます。したがって、これらの土砂の撤去も含めまして、有効な

手段を講じてまいりたいと考えているところです。

以上です。

○議 長

9番 小森君（登壇）

○9 番

ありがとうございます。次は、市江地区における高潮対策に設置されているゲートと護岸についてであります。

この箇所も、昨年の大型台風による高潮被害が想定した状況よりも深刻な被害が生じてしまいました。以前高潮対策として設置したゲートではありますが、このゲートを囲んでいる左右の護岸の高さが実は異なっているため、左側部分の低い位置に対してゲートの高さが設置されていると。しかし、昨今の風水害の状況は、従来より想定した数値では、もはや対応できない状況へと変貌しているところであります。

そこで少しでも減災対策を進めていくなれば、左右の護岸の高さを平行にし、その高さに合わせたゲートの補強に取り組んでみてはどうだろうか、そのように強く思うわけでありませぬけれども、当局の答弁をお願いいたします。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君（登壇）

○番 外（農林水産課長）

まず、ご質問いただきました市江地区における高潮対策に設置されたゲートと護岸について説明をさせていただきます。

なぜ右と左と高さが違うのかということにつきましては、まずこの防潮ゲートにつきましては、国の農山漁村地域整備交付金を受けまして、平成25年度に設置いたしました。設置当時は現況ゲートの高さの護岸が左右でございますので、その高さまでということで補助金申請を行い、採択を受けて実施しました。ただその翌年に、市江区からの要望によりまして、既存護岸のかさ上げ工事を施工したという経緯がございます。現在のような左右異なる高さ、先にやったゲートのほうが低く、その後の護岸のほうが高いと、このような状況になっております。

それで、昨年の台風とかはこれが左右の異なる高さというのが直接の原因というよりは、やはり海面上昇等々によります想定をはずれた高波が来襲したというふうなことが直接の原因で、左右異なるというのは直接の原因であったかどうかは確認はできてございませんが、現在、その護岸をかさ上げた平成26年度からは、市江区の要望としましては、議員ご指摘の部分ではなく、漁港の前面にある防波堤のかさ上げが要望されてございます。この工事につきましては、多額な費用が必要となることから、県とも協議しながら補助メニューを詮索しましたが、補助金の採択基準に合うものがなく、現在事業化することが困難な状況となっております。

ただそれで放置するということではなしに、昨年の台風により漁港施設等も被害を受けていることもあり、局部的な施工として、本年も海面から約10メートルの位置にある既存柵を14メートルにわたり、約1メートルかさ上げいたしてございます。

現在は全体の防波堤かさ上げが事業化することが困難な状況ですが、今後も県の指導もいただきながら、何とか事業化に受けて協議を続けてまいりたいというふうに考えてございま

す。

以上です。

○議 長

9番 小森君（登壇）

○9 番

では、漁港の前面にある防波堤のかさ上げの事業化について、県と協議していくということなのですが、それを行うことで今回私が質問している箇所の問題は、十分な解決へと導かれていくのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君（登壇）

○番 外（農林水産課長）

漁港の前面にある防波堤のかさ上げができれば、当然漁港内に入ってくる波の波高も低くなるのが想定されてございます。現在、そういったきちんとした測定はできてないんですが、十分な効果は得られるというふうに考えてございます。

以上です。

○議 長

9番 小森君（登壇）

○9 番

それでは、本当にそのような取り組みが進められるように、ご検討のほどよろしくお願いたします。

最後に、なぜこのようなことを申すのかといえば、基本方針において「自分たちの町は自分たちで守る」とうたわれているように、自助の防災意識が高まれば、おのずと共助という地域の防災力も高まってきます。やがては公助にかかわる災害対策もスムーズに運ぶことができるのではないかと考えられるからです。

私は、先月8月15日の台風10号接近に伴い、去年台風襲来によって被害が大きかった日置川地域沿岸部を少し回っておりました。すると昨年、床上浸水等の被害が大きかった場所には既に土のうが積まれていたわけであります。近隣住民の方に話を聞けば、早くから町の職員が来てくれて、置いていってくれたよ。ありがたいよと述べられておられたのです。私はそのような光景を目の当たりにして、本当に町職員には感謝の思いでいっぱいです。これもひとえに井瀬誠町長を初め、幹部職員の皆様方の日ごろからのご指導の賜物かもしれません。今日まで幾度も起こる災害のたびに、町職員たちはこの町を、それぞれの地域を、さらにはそこに住む住民の安心・安全を守るために、災害にはいち早く対応されてきたことと思うわけであります。

そう考えると、白浜町は公助という側面が非常に充実しているのではないかと考えてならないのです。だからこそ、今後、自助、共助が高まってくれば、さらに白浜町全体の防災意識も高まり、大規模災害に対しても被害を最小限に抑えていくことができるのではないかと。少しでも防災体制の強化へとつながっていくことではないだろうか、そう思うわけでありませぬ。防災減災対策として住民一人一人が自助、共助、そして公助という三助の意識を高めていくということは、必然的なことではありますが、少しでも住民意識を高めるための対策、推進を強化すること、また、ソフト面とハード面の両方を整備していくというところに災害

に強いまちづくりを形づくっていくことにもなるのではないかと思います。

本当にそのような現場の状況を見て、町職員が一生懸命に取り組んでおられる、そこは本当に感謝だなと思いました。また、それ以上に地域の住民たちの自助、共助がさらに高くなるように取り組んでいただきたい、そのように願うわけであります。

最後に、当局の答弁をよろしくお願いいたします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

小森議員より、防災意識の高揚、地域防災力の向上に係る自助、共助に資する対策の必要性についてご質問をいただきました。

各個人の防災意識の向上、区や町内会等の地域の防災力の向上をというものは、一朝一夕にはいかない難しい課題だと思いますが、4点ほど対策を述べさせていただきます。

まず1点目は、各世帯で防災対策や避難対策を検討していただくために、ブロック塀等安全対策補助金制度及び家具転倒防止固定器具取付事業制度を創設し、避難路の選定、確保のため、危険なブロック塀の撤去費の補助や自身では作業が困難な高齢者、あるいは障害者の世帯のため、家具固定を代行する事業を行っています。

2点目は、調整により各種団体等に対し、体験型や講義型の防災講習を危機管理室職員で実施しております。最近では講義型3回、体験型1回を実施しました。

3点目は、地域の防災力向上施策として、各自主防災会の事業計画による施設整備、備蓄品の購入、訓練、研修の実施に対し、防災対策補助金制度を運用し、補助を出しています。

4点目につきましては、防災避難情報の発信手段の確保です。先ほど防災事業で述べた防災行政無線による放送のほかに、町ホームページによる防災避難情報の閲覧や電話による防災情報案内、登録者に対する安心・安全メール、町作成アプリである白浜リンクによる配信、県作成アプリの和歌山防災ナビの登録推奨等による情報発信に努めております。

このような町の事業の目的は、避難路の確保や人命の保護ですが、住民の方個人や各地域において、防災、避難対策について考えていただく機会を模索することも趣旨の1つにあります。

現在、定期的に避難訓練、防災講習、研修等を実施されている自治会、自主防災会は、防災計画や行動基準等の名称、形式で地域防災計画を作成されているところもありますが、議員ご指摘のとおり、各地域で温度差があることは否めない事実だと思います。この温度差を解消するために、今後もソフト対策に資する事業や広報を実施し、あわせて、最初は小規模でも町計画の防災訓練も検討していくことにより、ひいては自助に係る住民の防災意識の向上、共助に係る地域防災力の発展に努めていきたいと考えております。

○議 長

9番 小森君（登壇）

○9 番

今後、台風襲来ということも十分予見されますので、こういうことを含めて、災害に強い、防災に強いまちづくりをよろしくお願ひしたいと願ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議 長

以上をもって、小森君の一般質問は終わりました。

暫時、休憩します。

(休憩 11 時 45 分 再開 12 時 58 分)

○議長

再開します。

水上議会運営委員長より諸報告を願います。

10番 議会運営委員長 水上君（登壇）

○10番

休憩中の議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本日、議案第64号から報告第13号が提出されましたが、本日は資料配布にとどめることになりました。

議案第64号から議案第72号の決算認定につきましては、申し合わせにより、決算審査特別委員会を設置して審査を行いたいと思いますので、よろしく願います。

本日、議会終了後に議員懇談会を開催しますので、よろしく願います。

以上で、諸報告を終わります。

○議長

諸報告が終わりました。

引き続き、一般質問を行います。

8番 松田君の一般質問を許可します。松田君の質問は、総括方式です。通告質問時間は、60分でございます。松田君の質問事項は、災害弱者の災害時での支援についてであります。災害弱者の災害時での支援についての質問を許可します。

8番 松田君（登壇）

○8番

ただいま、議長の許可を得ましたので、通告に従い、一般質問を始めさせていただきます。

まず最初は、避難行動要支援者に対する個別計画についての質問です。

昨年9月議会でも質問させていただきましたが、災害発生時に、いわゆる災害弱者をどのように援助するかは大きな課題であります。東日本大震災等の被災地では、どのようなことが起きていたのか。そのときの現状をしっかりと知り、教訓として生かせるようにしていかなければならないと思います。

昨年9月議会にて、避難行動要支援者に対する個別計画についての質問をさせていただき、当局より、「個別計画については災害弱者に対して非常に大切な取り組みであるため、医療機関とも十分協議を行いながら、支援者の選任を進めていくとともに、より支援をしやすい体制づくり等も考えていきたいと思っている」とのご答弁をいただきました。

個別計画が進まない背景には、支援者となる方の責任の重さなどの課題もあります。支援者のなり手不足解消のためにも、責任の負担軽減を考えた施策も必要かと思えます。

避難行動要支援者に対する個別計画を進めていくための取り組みとして、利用者の状況を把握されている福祉のプロの力をもっと活用することも考えてはと思います。平時のサービスメニューの中に、災害時の支援を取り入れることも考えればと思います。このように福祉のプロの方々を巻き込んでの個別避難計画をつくるという取り組みもされている自治体もあるとお伺いします。障害のある方々に関しては、相談支援専門員、介護保険の利用者は介護

支援専門員（ケアマネージャー）がいます。このような資格を持たれた福祉のプロが平時のサービスメニューをつくっており、いざというときの個別計画を福祉のプロの方々のお力を借り、災害時の支援計画として作成していただければと考えます。

その作成した個別計画をもとに、地域で実施している避難訓練時などで実際にやってみる機会を持ち、あの方はこういうふうに支援したらいいんだと地域の人に知っていただき、また、特定の誰かに責任を負わせるのではなく、地域全体で必要な支援を考えていただくことにつながる大切な取り組みであり、実施できればと思います。

当町におきましても、生活支援体制整備事業として、生活支援コーディネーターを地域包括支援センターと社会福祉協議会に配置し、社会参加、介護予防、生活支援につながる活動やサービスが充実している地域づくりを目指すとなっています。先日の全員協議会にて、地域支え合いマップづくりをされている地域での取り組みとしての実践事例の紹介もありましたが、このような取り組みを通し、当事者が自分の必要な備えについて、自分で気づいていただく機会ともなると思います。また、日ごろより地域とのつながりを大切にするのも災害時での必要な備えになるとの自覚を持っていただくことにつながればと考えます。あるいは、自分の地域ではどんな災害の脅威があるのかを知る機会ともなり、そういう脅威の理解をし、備えの自覚を持ち、防災訓練に参加することでいざというときに行動できるという自信を持っていただけるきっかけにもなると思います。

こういったことを通じて、当事者自身が力を高めるプロセスとして、このような取り組みを地域にも広げていくことは重要なことであると考えます。

また、生活支援体制整備事業の取り組みを契機に、この事業を通し、避難行動要支援者に対する個別計画を進めていくことと考えていただきたいと思います。

以上、個別計画の早期策定に向けた当局の取り組み状況について答弁を求めます。

次に、外国人観光客の災害時での支援についての質問をさせていただきます。

外国人の方の中には、日本人ほど地震などの災害になれておらず、今までの人生で一度も地震などを経験したことがないという方もおられるかもしれません。また、生まれて初めて地震などの災害を経験し、しかもそれが言葉もまともに通じない海外でのことであれば、動揺することも考えられます。そんな動揺している外国人観光客の方に、いざというときにどう行動すればよいのか、また、言葉の問題としての支援をどうすればよいのか、自治体としても考えていかなければならないことだと思えます。

昨年の9月議会にて、観光防災上の整備についての質問をさせていただき、当局より、「町としては最大の産業である観光の振興上、繁忙期には町人口を超える観光客が来ることを踏まえ、観光防災に関する対策は重要と認識している。町としても、現在問題点として挙げられた観光地、海岸に接している避難誘導看板の随時更新を計画していく中で、外国語表記の付記を検討して進めていく」とのご答弁をいただきました。災害時ゆえの言葉の壁として、外国人観光客や町内に住んでおられる外国出身の方が、地震や台風のとき、日本の情報は避難所や勧告、緊急など専門用語が多く、また、こういった言葉は普段余り使われていなく、辞書などをひかないと意味がわからない漢字もたくさんあり、災害に関する情報を十分に理解できているのかとの課題もあると思えます。観光の町としてこれらの課題に対して、どのような対策をとっているのか。

また、観光行政として観光などで当町を訪れている外国人からの災害情報等の問い合わせ

や災害情報の発信する体制等はあるのか。

当町を訪れている方々が安心して観光等を楽しめる体制が整っていることを観光地としての強みにしていくことも大切であると思いますが、以上4点について、現状も含めて当局の答弁を求めます。

続きまして、災害弱者に配慮すべき支援についての質問をさせていただきます。

東日本大震災後、発達障害を持つ方が避難所において、見知らぬ人の中で暮らし、そのため強い緊張感やストレスを覚え、どうにも耐えることができず、奇声を発したり夜間に出歩いたりしてしまうことがあったそうです。発達障害を持たれた方は、見える障害ではないので、周囲から奇異な目で見られ、迷惑がられてしまい、やむを得ずほかの避難所に移るものの繰り返しの現状であったそうです。このようなことがないよう、私達もこういった障害を持たれた方のことを知っておくことも大切なことであり、また、障害者との共生社会を目指すためにも重要なことであると考えます。

何らかの障害を持たれた方と接するには、基本的な障害特性を知っておくことの重要性として、県が作成した「和歌山県障害者・高齢者・難病患者防災マニュアル」や日本自閉症協会が作成した「防災支援ハンドブック」などのマニュアルを生かせるように、広報誌や町ホームページ等で紹介できないかとの質問を昨年の9月議会にさせていただき、当局より、「防災支援マニュアルの活用として、これらのマニュアル、ハンドブックを災害時に大いに有効活用されるべきと考えており、町としてもより多くの方にこれらの存在を知っていただけるように、広報誌やホームページ等を使って紹介していければと考えている」とのご答弁をいただきました。

災害時での障害特性に配慮すべき情報や障害者自身が災害時に備えるべきこと、心構えなどをまとめたサイトをつくり、災害時での活用だけではなく、災害での備えとして活用ができるようにすればと思います。このようなサイトを町ホームページ等で閲覧できるようにすることも必要であると考えます。

また、障害や難聴を抱えた人が必要な支援をあらかじめ記載しておき、緊急時や災害時などの困った際に提示して、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするヘルプカードは、障害を持たれた方にとっては大変有効な心強いアイテムとなるということで、ヘルプカードの利用推進の必要性についての質問を昨年の9月議会にてさせていただき、当局より、「ヘルプカードは、障害者が災害時や日常生活の中で困ったときに提示し、必要な支援や配慮を周囲に求めるために携帯するカードであり、障害者の緊急連絡先や必要な支援内容など、本人や家族が書き込める。また、内部障害や難病の方など、援助や配慮を必要としていることが外見でわからない方の支援として作成されたヘルプマークというものがある。ヘルプマークの発行事務に関して、平成30年7月より市町村で行うこととされ、ヘルプマークを発行する際、必要に応じてヘルプカードの使用を案内することとなっている。町としてもヘルプマーク交付時にヘルプカードの啓発を行うとともに、広く町民の皆様にもヘルプマーク及びヘルプカードの存在を知っていただくため、広報に努めていきたいと考えている」とのご答弁をいただきました。

ヘルプマークを利用したいが、利用することで差別や偏見の対象となるのではないかと心配されている方もおられると思います。ヘルプカードの普及として、ヘルプマークを安心して利用できるよう、地域社会の理解を深めていく取り組みも重要であると思います。

聴覚障害や視覚障害を持たれた方にも安心・安全メールや戸別受信機をいち早く災害情報を知り、早目の避難につなげられるように活用できるよう、積極的に利用推進をとの質問を昨年の9月議会にてさせていただき、当局より「聴覚、視覚の障害を持っている方には、安心・安全メールであったり、戸別受信機というのは大変重要な伝達手段であり、周知の方法については、広報やホームページ等で掲載しているのは当然であるが、民生委員の方々であったり、直接対応させていただいているケアマネージャーさんの情報で協力いただき、広く周知していきたいと思っている」とのご答弁をいただきましたが、防災支援マニュアルやヘルプカード、ヘルプマーク、安心・安全メール、戸別受信機等に係る広報活動の取り組みと現状について、障害を持たれた方々等への利用促進につながっているのかも含めて、災害弱者に配慮すべき支援について、当局の答弁を求めます。

次に、福祉避難所についての質問をさせていただきます。

災害対策基本法の規定による指定避難所の1つとして、いわゆる福祉避難所がありますが、福祉避難所の指定がされている場合、白浜町が災害救助法の適用を受ければ、一般の避難所よりも要支援者への支援として、さまざまな費用について加算されるそうです。

ところが、東日本大震災では、福祉避難所が指定されていたにもかかわらず、有効に機能していなかった現状があったそうです。特別養護老人ホームや特別支援学校等が福祉避難所に指定されますが、しかし、介護や支援の現場やどこまでも人間の力が中心となり、それらを運用する側の能力が十分に発揮していなければ、意味をなさないと考えます。このように福祉避難所の機能としての体制づくりは重要なことであると考えます。

昨年の9月議会にて、災害発生時の障害者福祉事業所及び高齢者福祉事業所の連携についての質問をさせていただき、当局より「現在、白浜町内7事業所14施設において災害時等における地域の安心の確保に関する協定を締結しており、台風、集中豪雨等による災害が発生、またはそのおそれがある場合に、避難所で生活の継続が困難な高齢者、障害者等、支援を必要とする方を施設で受け入れていただいている。これまでも受け入れを必要とする方に対しては、施設とも十分に連携、調整を行っているので、協定による一定の体制づくりはできていると思う。今後も平時から連携を進める中で、スムーズな運用が図れるように取り組んでいきたいと考えている」とのご答弁をいただきました。協定による一定の体制づくりとは、具体的にどのような取り組みをされているのか。そして、どのような連携をされているのか。

福祉避難所の指定を受けている事業所の中には、入所施設などがあり、現にそこでサービスを利用されている方もおられます。福祉避難所の支援機能として、災害時に外部より避難をされてきた方がおられても、現にサービスを受けられている利用者支援で手が回らないといった課題もあると思います。それらの課題も踏まえ、協定を結ばれている福祉事業所について、福祉避難所としての位置づけがあり、福祉避難所としてのマニュアルがきちんと作成され、それに基づく支援体制の整備がされているのか、当局の答弁を求めます。

最後に、災害時の備蓄品についての質問をさせていただきます。

開封して哺乳瓶に移しかえればすぐに乳幼児に与えることができる液体ミルクが、今注目されています。国産では初となる商品が食品大手から発売されてもいます。液体ミルクは母乳に近い栄養が含まれ、常温で約半年から1年間保管できます。海外では、既に商品化されています。しかし、日本では、安全性などの基準がなく、国内での製造販売は今まで認めら

れていませんでした。

転機となったのは、2016年に発生した熊本地震だったそうです。海外から救援物資として届けられた液体ミルクが注目され、2018年8月より、製造販売を解禁する改正案が施行されました。液体ミルクは、計量やお湯の温度調整が必要な粉ミルクよりも手間がかからず、外出時などの際に便利でもあります。とりわけ注目すべきは、災害時の備蓄品としての活用であろうと思います。避難所などで水を十分に確保できない事態もあり得ることも考えられ、また、災害時での赤ちゃんの栄養の確保としての期待もされております。

内閣府は、自治体に向けた男女共同参画の視点から、防災復興の取り組み指針を2019年に改定する方針となっており、育児の負担軽減や男女の育児参加につながることも期待されております。乳幼児に早期に必要な物資として、粉ミルク用品などに加えて、液体ミルクの明記を検討しているそうです。

課題は液体ミルクの認知度のアップです。実際、2018年9月の北海道胆振東部地震などで救援物資として届けられたが、母乳で育てる考え方や粉ミルクが普及していることもあり、敬遠され、自治体の知識不足などから十分に活用されなかったケースもあります。

既に液体ミルクの備蓄方針を明らかにしている自治体もあります。東京都文京区は乳幼児やその母親らを受け入れる避難場所の備蓄品として、全国に先駆けて国産の液体ミルクを導入することを決めているそうです。

また、大阪府箕面市も液体ミルクを備蓄されています。きっかけは2018年6月にあった大阪府北部地震などを踏まえて、災害対応を見直し、水やガスなどが使えない状況でも飲むことができる液体ミルクの利便性を考慮し、私立保育所4カ所で保管されています。

食品大手会社が販売している液体ミルクは、125ミリリットルの紙パック容器入りで、希望小売価格は粉ミルクより割高な216円となっていますが、成分を母乳に近づけたほか、6層構造の紙パックに詰めることで、常温で賞味期限6カ月という長期保存が可能となっています。以上のように、液体ミルクの価格は粉ミルクに比べると3倍ほどです。これは、粉ミルクに比べて輸送コストや梱包費が高いためです。さらに、賞味期限も粉ミルクの1年半に比べて、液体ミルクは半年から1年となっています。こうした課題もありますが、全国の自治体でも育児の負担軽減や、災害時等の液体ミルクを活用していこうとの機運が高まっている動きでもあります。災害時に赤ちゃんの命を守ることから、災害対策として、ぜひとも液体ミルクの備蓄を考えていただきたいと考えます。まずは、少量を購入して、本格的導入へと検討を進めていただきたいと思います。

昨年の西日本豪雨災害や北海道胆振東部地震で、災害時の救援物資として届けられた中に、液体ミルクもあったそうです。しかし、受け取った自治体や被災者の知識不足により、安全性などの不安を抱え、使用されなかったケースもあったそうです。このような実例もあるので、液体ミルクの利便性や安全性などの理解として、啓発事業を実施することも大切であると思います。

以上、液体ミルクの備蓄について、啓発活動も含め、今後の取り組みについて当局の答弁を求めます。

○議 長

松田君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま、松田議員より災害弱者の災害時での支援についてのご質問をいただきました。

大規模災害時においていかに災害弱者を援助するのか、東日本大震災での状況を見ましても、本当に切実な課題の1つであると私も感じております。大変ハードルの高い課題でもあります。町といたしましても、過去に起こった他の災害なども教訓に、どのような対策を講じていくのか、支援に関する体制づくりも含め、作成を進めなければならないと思っております。

先ほど支援者のなり手不足解消のために福祉のプロの方々の力を活用してはどうかというご提言もいただきました。現実問題として、相談支援専門員や介護支援専門員に対し、どの程度の負担と費用がかかるのか考えなくてはなりません。支援者の責任の負担を軽減するためにも、何らかの形で活用できないか検討して参りたいと思っております。

また、作成した計画に関しましては、地域で実施される避難訓練等を通じて、実行性のあるものなのか、地域の方々により検証いただくことも1つの方法でありますので、今後の作成の進捗にあわせ、地域や関係機関とも協議ができればと考えております。

現在、白浜町社会福祉協議会と連携しながら各地域で取り組みを進めております生活支援体制整備事業に関しましては、8月の全員協議会の場でご説明申し上げましたように、町内全域を担う第1層生活支援コーディネーターを民生課地域包括支援センター、日常生活圏域ごとに第2層生活支援コーディネーターを社会福祉協議会に配置し、住民の皆様の社会参加、介護予防、生活支援を目指した地域づくりに関する事業を行っています。

住民懇談会では、災害に関して不安や心配の声も多く聞かれます。生活支援体制整備事業自体は、地域の災害対策を主眼に置いたものではありませんが、この事業を通じて地域が置かれている現状を地域の皆様がみずから検証することで、援助を必要とする災害弱者の方や支援が可能な方、また地域での避難のあり方などといったことが、初めて見えてくるのではないかと考えております。

生活支援体制整備事業はこうした災害対策も含め、地域住民がみずからの手で地域の課題に対し、取り組みを始めるきっかけを見出すことが本来の目的であります。

そのため、行政がすべき避難行動要支援者の個別計画の作成を、この事業に盛り込むということはできませんが、今後、町が個別計画を作成していく過程において、こうした取り組みにより見えてくる地域住民のつながりなどは参考とすることができるのではないかと考えております。

続きまして、外国人観光客の災害時での支援についてご質問をいただきました。

議員がおっしゃるとおり、地震や津波などの災害が発生した場合、外国人の方々は言葉の問題もあり、その不安がより大きくなることが考えられます。今後ますます増加することが見込まれる外国人観光客の方々に安心・安全な白浜での観光を楽しんでいただくため、町といたしましても、備えるべき防災対策に加えて、外国人観光客の方々のための施策を講じていくことは、大変必要なことだと認識をしております。

その他のご質問については、それぞれ担当課長から答弁させます。

○議 長

番外 民生課長 寺脇君（登壇）

○番 外（民生課長）

まず、民生課より災害弱者に配慮すべき支援について、答弁申し上げます。

災害弱者への支援に関しましては、昨年9月定例会でもご質問とご提言をいただき、町の考え方や方向性などをご説明させていただいたところでございます。

ヘルプカードの普及啓発につきましては、昨年7月よりヘルプマークの交付事務を市町村で行うことになり、その際にあわせてヘルプカードの周知にも努めてきたところでございます。しかしながら、ヘルプマークの交付件数が、本年8月末現在で10件と大変低調な状況となっております。

和歌山県でも、ホームページやテレビ広報を活用するなど、普及に努めていただいておりますが、町といたしましても、現在の交付件数を鑑みまして、災害弱者に限らず、より多くの方にヘルプマーク及びヘルプカードのことを知っていただくため、町のホームページ等により情報発信を具体的に進めてまいりたいと考えてございます。

その際に可能であれば、ご提言のございました「和歌山県障害者・高齢者・難病患者防災マニュアル」、また、日本自閉症協会が作成しております「防災支援ハンドブック」といったマニュアルに関しましても、例えば町の防災に関するサイトの中で一括して閲覧できるようにならないか、庁内でも協議してまいりたいと考えております。

ことしは3年に1回の民生委員の一斉改選の年となっております。12月には新たな民生委員が決まる予定となっております。その機会に、改めまして、安心・安全メールや戸別受信機などの伝達手段の周知もお願いしてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、福祉避難所について答弁申し上げます。

町では、平成23年に「災害時等における地域の安心の確保等に関する協定」を町内の福祉事業所と締結しており、本年8月末現在で7事業所13施設と締結をしております。町では台風時など避難が必要な場合には、協定書に基づきまして、所定の手続きをもって事業所とも調整をしながら、受け入れを行っていただいております。協定締結後、施設への避難要望が増加傾向にあることから、町と施設との間で手続きや受け入れの調整も現在はスムーズに行われておりますので、一定の体制づくりができているものと考えてございます。

具体的に申し上げますと、お体の状態や福祉サービス及び介護サービスの利用状況等を伺った上で、利用可能な施設を選定させていただいております。

また、介護保険のサービスを利用されている方でございます。介護支援専門員が間に入っていただき、利用者の介護サービスを調整していただきながら、利用される施設をあらかじめ選定した上で、連絡をいただくこととなっております。

また、普段入所されている利用者の対応で手が回らないのではないかというご指摘につきましては、施設を選定する際に、事前に受け入れが可能かどうか、それを確認した上で可能であると回答いただけた施設をお願いしているところでございます。

しかしながら、協定を締結している施設は、台風時の受け入れを想定しており、大規模災害が発生した際の受け入れは難しい状況でございます。今後は、松田議員からございましたように、災害対策基本法における福祉避難所の指定も進めなければならないと感じておりまして、その中において運営マニュアルなども策定してまいりたいと考えております。

福祉避難所の指定に関しましては、施設自体の安全性が確保されていることや、バリアフリー化など高齢者や障害者に適した施設であること、また配慮を必要とする方の特性を踏ま

えた空間が確保されていることなどの要件がございます。そのため、短期間での指定は大変困難だと思っておりますが、公共施設の利用なども含め、今後検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議 長

番外 総務課長 愛須君（登壇）

○番 外（総務課長）

私の方からは、外国人観光客の災害時の支援についての中での、白浜町を訪れる外国人観光客への防災情報、避難情報の提供と防災用ミルクの備蓄について、ご答弁させていただきます。

外国の方にもわかる避難誘導看板の設置については、白良浜周辺の誘導看板の更新を検討してきましたが、できていないというのが現状です。来年度以降、外国語表記または図示を含めて設置をしていきたいと考えています。

次に、外国の方への避難情報、防災情報の発信については、外国人住民は年々増加の傾向にあり、外国人宿泊客は年間10万人程度で、香港からの宿泊客が約半分を占め、東アジアが中心ですが、欧米豪からの宿泊客も増加傾向にあります。

そのことを踏まえ、本年1月から7月まで総務省近畿総合通信局が呼びかけた、もてなしと共生のための情報対策協議会に参画し、大使館、領事館、公共交通機関、観光団体及び地方自治体等の各団体が定型文等を利用してシステムに入力した情報を連携するスマートフォンアプリに利用者が設定した言語でプッシュ通知させる災害情報伝達プラットフォーム実証実験を行ったところです。

白浜町では、南紀白浜観光局にもご参画をいただくとともに、白浜温泉旅館協同組合加盟施設様対象に説明会を開催し、情報入力実験や外国人宿泊客へのアプリの紹介について、ご協力いただきました。

8月からは、近畿2府4県においては、新たな協議会で同システムを継続して活用するとともに、全国版の別組織で同システムの活用を広げていくこととなっておりますが、現在連携しているスマートフォンアプリは1つのみで、導入実績も少ないため、アプリの普及とほかのアプリとの連携等の課題も残されています。スマートフォンアプリは外国人観光客または住民を問わず災害情報発信の有効な伝達手段の1つとして、今後も研究していきたいと考えています。

このほか、外国人住民の方に対しては、登録制メールの多言語化等のより有効な手段もあると考えています。

次に、防災用ミルクの備蓄について、答弁を申し上げます。

平成26年度から分散備蓄計画に基づき、備蓄用食糧、保存用飲料水は年次ごとに購入をしてきました。平成30年度で計画していた数量に達し、本年度は消費期限が切れるアルファ米と飲料水の更新を予定しています。なお、平成30年12月議会でご質問のありましたアレルギー特定品目中の小麦が含まれるサバイバルフーズの更新予定はありません。

ご質問の対象となる1歳未満の乳児は、高齢化の進んでいる町内では100人未満と見込まれますが、2歳未満まで拡大すると200人未満程度となり、家族単位で訪れる観光客や来訪者を考慮すると分母は未知数です。

現在、乳児用アレルギー対応食品限定の粉ミルクの備蓄については、昨年12月議会以降、検討をしてきましたが、できていないのが現状です。理由としまして、12月議会でも一部ご答弁させていただきましたが、保存期間が短く、大量、逐次の物品更新が困難なこと。アレルギー対応の液体または粉ミルクが乳児1人当たりの消費量に比し高額なこと。保存条件として高温、凍結等を避け、冷暗所での保管が示されており、現在町の防災備蓄倉庫の主体として使用している屋外プレハブ倉庫が適当でないこと。粉ミルクの場合、お湯が必要であり、長期停電時の使用が困難なことが挙げられます。

対策としまして、風水害等の短期避難時は、現在各個人や世帯で備蓄してもらうようお願いしている3日分の備蓄により対応してもらうこととし、地震、津波対応等の長期避難に当たっては、現在災害支援協定を締結している町内ドラッグストア様からの店舗在庫品等の物流調達により、対応していく複案であります。

よって、現在は粉ミルク、液体ミルクにおいても、保存期間が短く、毎年または年2回以上の入れかえが必要となるため、当面は町内ドラッグストア様からの店舗在庫品等の物流調達により、対応していきたいと考えています。

今後、分散備蓄計画の見直し時には検討をしたいと考えています。

また、啓発活動については、広報しらはまに毎月、防災のページを設けています。非常備蓄品の記事も定期的に掲載していますので、乳児がおられるご家庭はミルクの備蓄もお願いする内容や、その中でも備蓄するなら災害時においてそのまま飲用することができる液体ミルクが有効であることを、広報で啓発していきたいと考えています。

以上です。

○議 長

番外 観光課長 泉君（登壇）

○番 外（観光課長）

観光課から、外国人観光客の災害時での支援について、4点目であり、安心して観光を楽しめる観光地についてのご質問をいただきましたので、ご答弁させていただきます。

松田議員ご指摘のとおり、外国人旅行者を含め、当町を訪れている観光客の方々が、安心して観光などを楽しめる体制が整っていることは、観光地白浜としての大きな強みとなり、とても大切なことであると認識しております。

特に、外国人旅行者の方々へ、素早い、的確な情報提供ができるようになれば、白浜町に土地勘がなく、日本語のわからない外国人旅行者でも、災害に対する備えや対応ができやすくなると思います。

また、今後は、来年に行われます東京オリンピック・パラリンピックや、2021年のワールドマスターズゲーム関西、2025年の大阪万博など、外国人観光客の方々が訪れる機会が非常に多くなると考えられます。災害に対するさまざまな取り組みを進めることにより、将来起こることが予想されている大規模災害が発生しても、観光客の安全・安心を提供できる観光先進地になるよう、関係機関等と連携しながら取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議 長

当局の答弁が終わりました。再質問があれば許可します。

8番 松田君（登壇）

○8 番

近年多発する超大型台風や南海トラフ大地震などの備えとして、特に障害を持たれた方々や高齢者、乳幼児等の災害弱者と言われている方への災害支援の充実として、少しでも被害軽減につなげられるよう、備えとしての支援体制をつくっておくことは、大変重要なことであります。

このように、災害弱者の方々の支援として、赤ちゃんの命を守ることも欠かせない重要な施策の1つであります。災害時など生命を維持するためのライフラインが途絶えたときに、液体ミルクの存在は子を持つ母親にとっては、本当に助かる食品だと思います。このように、液体ミルクの持つ利便性を取り入れる価値は高く、町といたしましても、ローリングストック法を用いた非常食の備蓄を考えたりと、あらゆる可能性を見出しながら、液体ミルクの備蓄を実現させていくべきであると考えます。

また、これからの時代は、あらゆる分野の施策を、周辺市町村と協力しながら広域的に進めていくことも求められており、防災減災対策もその1つであると思います。ここ紀南地域におきましても、そのような周辺市町村との連携を進め、単独自治体では解決が難しい課題も、お互いの持つ知識や経験などを通し、実現へと導くことができるのではないかと考えます。

当局の皆様におかれましては、日々住民サービスの向上のため、献身たる取り組みをされており、深く敬意を表します。これからも地域住民の皆様や福祉関係者の皆様と連携をとりながら、防災減災施策として行政としてのリーダーシップをとっていただくことをご提言させていただきます、一般質問を終わりとさせていただきます。

○議 長

以上をもちまして、松田君の一般質問は終わりました。

暫時、休憩します。

(休憩 13 時 46 分 再開 13 時 58 分)

○議 長

再開します。

引き続き、一般質問を行います。12番 廣畑君の一般質問を許可します。廣畑君の質問は、一問一答形式です。通告質問時間は、60分でございます。廣畑君の質問事項は、1つとして、和歌山南漁協の補助金問題について。2つとして、富田川河川整備と避難所整備についてであります。

まず、和歌山南漁協の補助金問題についての質問を許可いたします。

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

それでは、今議会最後の一般質問ということで、質問させていただきます。

和歌山南漁協の補助金問題についてであります。

白浜町広報の7月号に、「平成29年度一般会計決算不認定を踏まえて講じた措置について」ということで、町民向けに町広報が配付されました。このことについてお尋ねいたします。

漁協の補助金問題は、広報7月号の説明では納得いかないと思う住民の皆さんは本当に多いわけでありませけれども、ことしの3月議会での質問で、きちんと結果が示されて、全容

が明らかになるまで補助金、助成金の計上や執行はやめるべき。町の責任も重大と言って、返せと言えないのは特別扱いだと言われかねない。今後、補助をしていくには、精査をもう一度行い、解明していかないと、住民の理解は得られない、このようにお尋ねをいたしましたけれども、町長は、この問題はあってはならないもの。決して終わりではない。新たな事実が出れば、対応を考える。漁協と町に起因するこの問題により、一町民である漁業者が生活への影響を受けることがあってはならない。漁業振興助成金と水産増殖事業補助金については必要なものと考え、今年度の当初予算案に計上した。その執行については、問題点の解消、慎重な運用を図って町民の皆様のご理解をいただきたい、というふうな答弁でございました。

その後、この問題は終わったのでしょうか。また、新たな事実がないのか、いかがでしょうか。このことについてまずお尋ねをしたいと思います。

○議 長

廣畑君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

廣畑議員から、和歌山南漁協の補助金問題についてのご質問をいただきました。

ご質問の中にもございましたが、3月のご質問の際に答弁をさせていただいたように、この問題はあってはならないもので、決して終わりではなく、新たな事実が出れば対応を考えるという私の考えに変わりはありません。また、和歌山南漁協は田辺市との間でも補助金問題が生じておりますので、最終的にはそのあたりも踏まえた判断をしなければならないと考えています。

新たな事実という点では、6月の中ほどに田辺市の補助金問題に関する状況が報道されました。現在は、その後の動向に注視し、その内容によっては返還も視野に入れた対応が必要になることは言うまでもないと思っています。当然、和歌山南漁協に対しましては、このような町の考えは何度も説明させていただいているところでございます。

それから、広報7月号の掲載内容について、納得いかない住民の皆さんが多いとのことでございますが、地方自治法の規定において、町が決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときには、速やかに当該措置の内容を議会に報告すると共に、これを公表しなければならないという旨の規定がございます。

議員もご存じのように、平成29年度白浜町一般会計歳入歳出決算認定が、町議会で不認定となったため、それを踏まえて必要と認める措置として、補助金等関係事務の改善、職員研修の実施、確認体制の改善を行いましたので、そのことを、この地方自治法の規定に基づき公表させていただいたものです。

したがって、昨年4月に発覚しました和歌山南漁協の補助金問題の全容にふれたものではございませんので、補助金問題の全容としてご覧になられた場合には少しわかりにくい内容となっております。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

今、るる説明がございました。以前も、田辺市の調査も踏まえて考えていくというふうな

ことでは、やっぱり田辺市云々よりも、この問題について町としてどうあるべきなのかということも、さまざまな人から私も聞きましたし、議会でもそういうようなこともあったように思います。そういう点についてどのようにお考えか、このことについてお尋ねしたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番外(町長)

先ほどからも申し上げているとおり、町として、この問題が終わりとは考えていません。田辺市の問題の動向にかかわらず、白浜町の補助金問題をどのような結論に結びつけていくのか、町として最終的な判断をすることの必要性は十分理解してございます。

ただ、和歌山南漁協は、田辺市も含めての組合でございますので、現時点ではその動向を伺っているところでございます。

○議 長

12番 廣畑君(登壇)

○12番

和歌山南漁協というのは広域になってございますし、合併してもう10年余りですか、白浜町も合併して十一、二年になります。そういうふうなことで、さまざまな関係の町から補助金があるというのはそのとおりだし、今町長がおっしゃられたようなこともそうかなと思うのでありますけれども、まだいろんなところでいろいろ出てくるのかなとは思っています。

それで、7月号のこの記述なんですけど、7月号の広報では、地方自治法の話、規定があるということで、広報に載せたということでもあります。そのことについては、それでええとは思いますが、やはり住民感情として、こうした問題が公に、もちろん議会もありましたけれども、広報でこういうふうなことで報告がされたということでもあります。やっぱり町民は、税金を払っておる、所得に応じた税金、住民税、そのほかの税も払っております。やっぱり徴収について、滞納をすると差し押さえとか公売をされるというふうなことで、かなりこの10年でありますか、住民にとってきつい徴税攻勢であります。こうしたことも絡めて、徴収した税と、あるいは交付金などで町が運営されておるわけなんですけれども、こうした昨年からの説明がなされていった12年間にわたって2,700万円余りの補助金が、それ以前からなんですけど、わかってきておるのは12年間にわたって補助をしていたと。そういうふうなことであります。だから、住民にとっては、やはりわかりにくい。何なよという思い、町に対する思いがある。そのことをまず、私どももそうですし、町としても受けとめていただきたいというふうに思うわけです。

それで先ほどのことも私もわかるんですけど、全容説明に向けて、町独自でしっかり取り組んでいただいて、今まで判明している全額返還へ向けて、取り組んでいくと。そうした町民感情にも、今私が述べました町民感情も含めて、全容説明に向けて全額の返還に向けて取り組むべきだと思いますが、そのことについてはどうでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番外(町長)

町民感情というのは、もちろん私も理解しています。具体的に金額的なこととか、恐らく

町民の方にも納得していただけていない部分があるかと思います。やはりここは我々としても慎重に、今までずっと協議を重ねて、そしてまた精査をした、検証をした中で、一定の結論ということを出したわけでございますので、その辺はご理解いただけるように、今後とも丁寧に機会があればまた説明させていただきたいと思っております。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

ぜひ、全容解明していただいて、補助金を返していただくというようなこと、こうしたことが必要だというふうに思います。

こうした補助金、助成金の、何にでも使える、こういう表現が今までされてきておるわけなんですけれども、こうした表現を取り払って、農林水産課で白浜町水産振興事業補助金等交付要綱が作成されたということでもあります。これを運用していますけれども、第3条、別表で補助金等の対象となる経費、補助率及び事業主体としてうたわれているもの。この補助金の要綱を見まして、この要綱では、今までの要綱と補助金等の対象について、今までと変わらないというふうに思うんですが、その点についてどうでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

和歌山南漁協に対する補助金、助成金につきましては、先ほどのご質問にもございましたように、漁協と町に起因するこの問題により、一町民である漁業者の生活が影響を受けることがあってはならない。漁業振興助成金と水産増殖事業補助金については必要なものと考え、今年度の当初予算案に計上させていただいたところでございます。

その執行については、問題点の解消、慎重な運用を図って、町民の皆様の理解をいただきたいとの考えで、3月定例会に予算案を上程させていただき、議会でも平成31年度白浜町一般会計予算に関する付帯決議が付され、従来と同額の予算をご承認いただきました。

以前と変わらないとのご指摘でございますが、今回の補助金問題の原因は、虚偽により申請や報告を行ったことであり、それは補助金事務に関する内容を明確にし、きちんとした指導を行うことで、再発は十分に防ぐことができると思っています。私としましても、少しでも早く元の状態に戻し、漁業振興につなげていきたいとの思いでございますので、この当初予算を運用する要綱としては、以前と変わらない内容で定めたところでございます。

そして、その運用につきましては、付帯決議の趣旨を踏まえまして、発生に至った問題点を真摯に受けとめ、再発防止に万全を期すよう、補助金要綱の抜本的な見直しや、事業・実績等、確認方法の改善、職員のコンプライアンスの徹底、費用対効果の検証、さらには補助団体と改善に向けた協議などを確実にしながら、進めていく所存でございます。何とぞご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

執行については、慎重な運用ということでもありますけれども、本当に以前と変わりません。違っているのは明文化をして、さらにその行為についてお墨つきを与えた、こういう要綱だ

と思いますけれども、町民の皆さんの気持ちである抜本的な要綱への改定が必要だと思います。そのことについて、今も町長がふれましたけれども、どのように思いますか。どうでしょうか。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

助成金制度の改定といいますか、補助金要綱の改正についてのご質問だと思いますけれども、現在の漁業振興助成金につきましては、合併前の旧町と旧漁業組合との間の約束事を継続しているものでございます。特に漁協が合併し、田辺市やすさみ町を含めた広範囲の漁業組合となった今、いつまでもこのままというわけにもまいりませんし、現に今回の問題の中でも他の市町との均衡性なども指摘されております。このような指摘はすでに和歌山南漁協にもお伝えしており、今後は見直していく方針であることも申し上げております。

補助金要綱につきましては、補助金制度の運用方法を定めるものでございますので、当然制度の見直しをしていく中で、要綱も改正していくということになると思います。

○議 長

1 2 番 廣畑君（登壇）

○1 2 番

そのことについては、また後でふれたいと思います。

今年度も9月いっぱい半年が経過します。その中で申請書は出ているのか、このことをお聞きしたいと思います。例えば申請の際には、事業計画書の提出、それに対する指令書、交付請求書、事業報告書、実績報告書など、事業が終わってこういうことになるわけですが、そうしたことが果たして済んできているのか。もしこの半年の中でそういったことがなければ、ことしの当初予算に上げております予算、これの減額補正というふうなことも考えていかなあかんの違うかなと思うんですが、そうした点についていかがでしょうか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

まず、半年経過する中で申請書が出ているのかということですが、和歌山南漁協からは、水産振興助成金、それから増殖事業補助金、改修事業補助金のほうも含めまして、現在のところまで一切申請書、事業計画書、このようなものは出てございません。

それで、一応私どもとしましては、広報の中にもありました補助金執行マニュアルというふうなものをつくりまして、具体的に、例えば現場を見せてもらいたいとか、あとは、意思決定をする事業計画を出してくる、申請を出してくる段階では、きちんと理事会なりそういったところに諮った上で、今度の新しい制度をどのように動かしていくのか、そういったものを漁協で決めたものをわかる書類をつけてください、このような指導もさせていただいてございます。ただご存じかもわかりませんが、新聞報道にもありましたように、全役員が辞任する中、現在また新しい役員体制をつくり、新たな体制へと推移中でございますので、そういった過程の中でなかなか申請書がすぐ出てくるかといいますと、難しいものがあります。また、例えばイセエビの放流をするのでありましたら、当然10月には事業計画を始めなければ間に合いません。そういったことも含めますと、今年度、果たしてそういった増殖事業

補助金を含めまして申請が出てくるかどうかというのは非常に疑問なところがございます。

というのは、やはり全役員の辞任の折に、漁協の中でお話をお伺いしますと、半年以上、漁協の思っていた立ち直りの体制からも、役員が決まってくることとかがどんどんおくらせてきているとかいうことがございますので、私どもは当然正常な機能になっていただいた中でこの運用をしていくというのは基本とと思っていますので、やはりそれが整わない中ではこういったものを運用していくというのが、実際にできるのかといいますと、ご指摘のとおりかと思えます。

ただ当初予算の減額につきましては、これからどのような状況になってくるかまだわかりませんから、その辺は場合によって考えていきたいと考えております。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

広域にわたりますし、今までの答弁の中でも、田辺市の取り組みも見ながら、和歌山南漁協の取り組みも見ながらということで、答弁をいただいていますけれども、田辺市は今年度も予算がついてないということを仄聞するわけなんですけれども、私どももこの3月の当初予算に様子を見ながら補正も上げていくというふうな、当初予算でつけなくて、様子を見ながらということで意見も言わせてもらったと思います。そういうふうなこともありますので、ぜひそういった点について、町民から注目されていますので、よく見ながらも、ほんまに今、富田事務所長が言われたようなことで対応していただきたいというふうに思います。

それから、昨日の同僚議員の一般質問で、町長の3期目の出馬を表明しましたけれども、また、核のごみの中間貯蔵施設の拒否の条例について、任期中には検討したい旨の発言がありました。この漁協の問題、補助金の問題についても、さらに検討して、今、成文化しておる要綱についても改定をしていく。手元に今ないわけなんですけれども、100%の補助で何にでも使うてもいいというふうにもとれる、そういう補助金でありますので、町長はどのようにお考えですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

ただいまのご質問につきましては、先ほど申し上げましたように、補助金制度の要綱については、補助金制度の運用方法を定めるものでございますので、当然これは制度の見直しをしていく中で、必要とあれば要綱の改正も視野に入れて検討していくということでございます。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

ぜひ、きちんとした要綱に成文化していただきたいと思います。

それから、このことにかかわって、以前も町全体のそれぞれのほかの要綱についても、改善を進めていくというふうなことが答弁の中であったと思います。1年たつわけなんです、具体的には構わないですけれども、そうした進捗状況についてはいかがでしょうか。

先ほどの同僚議員の一般質問でもありましたけれども、教育委員会のスポーツ関係の助成、

そういったこともかかわりがあるのかなと思うんですが、そうした全般的なまだ恐らくそこまで行ってないの違うかなと思うんですけども、そうしたこともかかわってくるように思いますので、その点についていかがでしょう。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

まず、私も農林水産課の補助要綱、これにつきましては、本来でありましたら、この漁業振興助成金とか水産増殖事業費補助金、こういったものも平成23年から25年ぐらいにかけて、町の補助金の全般の見直しというふうなことで、補助金規則を新たに定められたり、今回問題になりました、地域社会総合対策補助金要綱、こんなものも全てその時点で一旦見直しがされてございます。それで、私は当時観光課におったんですが、観光課あたりはそのときに全ての要綱、例えば観光協会に出す要綱も含めまして、いろいろなものに対応できるように、例えば補助対象経費をどうするかとか、この辺も要綱に定められてございます。

ただ農林水産課は、私も行ってから見ますと、地域社会の要綱をそのまま個別の要綱をつくらずにやっていると。そういったその中に当然対象経費とかが具体的に示されたものではありませんから、従来の決裁の運用でやってきたというふうな状況でございますので、農林水産課の部分につきましては私どものほうで、ほぼ完ぺきに直させていただいたというふうに思っております。

それで、ほかの課につきましては、恐らく23年から25年度のときに大体のものは直ってきていると。先ほどの教育委員会の要綱もそうなんですけど、あれも私がおったときにつくった要綱ですが、やはりそのときの需要に対して満たすものの、例えばあれも24年に対象経費がないから、対象経費をうたい、それで補助率がなかったから2分の1というふうなことを、あの中にうたったという改善をされてございますので、そういった面では大体の課の分については、今回は改善はされていると。あと総務課では、全ての課に照会をかけて、どの要綱に基づいてどうしているかという調査もされてございますから、その中で必要な改正というのはされていっているというふうに思っております。

以上です。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

農林水産課のこの要綱について、改定をした、個別の要綱をつくったというふうなことでありますけれども、先ほども言いましたけれども、さらにこの事態を受けて、前と変わらんやないかと、そうした気持ち、思いがありますので、そういう点について、例えば相手先と今後協議をしていく中で、そういう仕事が事業がうまくいくような、そういう補助のやり方というのは、もっとほかにあると思うんですけども、割合とかそうしたことも研究しながら改定に向けて取り組みませんか。そのことはどうでしょうか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

先ほどから、そのことについては町長も何度かふれられていると思います。私どもも、合併前のこういった要綱がずっといつまでも、それぞれの旧に行くのか。これが例えば白浜漁協、日置漁協がそのまま残っていたら、それも1つの方法かと思いますが、ただ和歌山南漁協になった時点で、その辺の検討をするべきであったというふうなことは、私どもも現在の担当としては反省しているところでございます。

それから、やはり今後、そのようなものをどうしていくかということについては、当然これを白浜町がこのやり方をするのだったら、田辺市も同じようなやり方で漁協に対して100%の補助率の助成金ですか、そういったものを出していただく必要があって初めて和歌山南漁協に入っている市町村それぞれの均衡ということになってまいりますから、その辺は逆に今の漁業協同組合をどのような格好で維持していくか、振興していけるか、そういったことも視野に入れて考えていく。それで白浜町が特に手厚い補助を出すとか、そのようなことがないように、そして漁業振興につなげていくと、このようなことで考えていきたいと思えます。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

そういった点で検討を早い時期に相談をして改定をしていっていただきたいと思えます。

最後に、こうした漁協補助金問題について、あるいはまた関心のある問題について、住民団体とか地域などで、町長自身みずから丁寧な説明をする機会を、こうしたことの懇談会の要望や要請があれば応じる、こういう考えはございますか。その点についていかがでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

今回の漁協の問題に限らず、やはり町の課題というのは多岐にわたっておりますし、さまざまなことにつきまして、町の大きな問題であれば、これは当然町民の方々に発信していくと。いろいろな場を設けて、当然私の口から丁寧に説明をしていくというのは、この姿勢は私も必要だと思いますし、中身によりますけれども、機会に応じて年に1回、町政報告会というのはやっておりますけれども、それでも足りないようであれば、やはりその辺は関係課、担当課と相談をしながら、町民の皆様にもそういった機会をできるだけ設けていけるようにしていきたいと思っております。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

ぜひそういったところで、町長の考え方、町の考え方を説明していただきたいというふうに思います。

この問題は、これで終わります。

○議 長

和歌山南漁協の問題でやりとりが続いてまいりましたけれども、この漁協の問題につきましては全員協議会でも報告を受けております。したがって、全議員の意見も聴取しながら当

局は取り組んでおりますので、それも踏まえて、対応の仕方をこれからも見届けたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に、富田川河川整備と避難所整備についての質問を許可いたします。

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

それでは、次の質問に入ります。その前に、この中での2つ目、揚水ポンプなどの増設についての項目について、訂正をお願いしたい。揚水ポンプではなしに、水中ポンプと、このように許可していただきたいのですが、議長、いかがですか。

○議長 長

はい、どうぞ。

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

それでは、議長の許可も得ました。先ほどの12時のニュースの中で、今回の台風で関東、特に千葉県を中心とした台風の被害では、まだ5日目に入ったということで、19万世帯が停電をされておるといふことでもあります。コースによっては、私どもの地域もこういったことがあったの違うかなというふうに思うわけです。それで、そうした全体のことについては、ここでは質問をするということではありませんけれども、富田川の河川整備計画のことについて、それと避難所の整備について、お尋ねをします。

まず富田川河川整備計画のもとに、河川整備の状況についてお尋ねします。

5年ほど前に、県議会での県当局の県河川整備計画の策定をするということが表明され、平成30年度に富田川河川整備計画が策定されました。それに基づいて、河川整備事業としても土砂の撤去が進められていたところでもあります。

この事業の、ことし執行している事業について、どのような事業でしょうか、まずお尋ねしたいと思います。ほかの同僚議員も今までに何度か聞いておりますけれども、ここでまた、申しわけないですが、ぜひ説明をしていただきたいと思います。

○議長 長

廣畑君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 建設課長 玉置君

○番外（建設課長）

ただいま、廣畑議員より富田川河川整備事業の執行状況についてご質問をいただきました。

富田川河川整備事業につきましては、平成30年度に富田川水系河川整備計画が策定され、社会資本整備総合交付金を受けて事業を行っております。

事業執行状況といたしましては、平成30年度事業で測量設計、そして富田橋の下流側、そして平間区の前にございます大井堰から血深井堰間、そして内ノ川の瀬田川の合流部と、大きく分けて3カ所で堆積土砂約7万立米を除去しております。

令和元年度事業におきましても、引き続き堆積土砂の除去工事を予定しており、現在、工事発注に向けて西牟婁振興局建設部と白浜町、そして富田川改修促進協議会とで協議しているところがございます。

○議長 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

そのような中、8月15日早朝より、台風10号の暴風雨で富田川流域に避難勧告が出されました。多くの方が避難所へ避難をしました。富田川の増水は各地の観測所で確認され、田津原水位観測所では、20時10分氾濫注意水位4メートル、それから避難判断水位4.5メートル、氾濫危険水位5.1メートル、22時42分には避難判断水位を超えたなどと情報が入りました。

昨年9月の台風21号の被害は、庄川口や内ノ川地域は家屋や学童保育所、工場などの床上浸水などで深刻な被害をもたらしました。そうした被害の実態から、水中ポンプを設置し、今回、ポンプ稼働の操作時期の的確な実行を見極めて、操作したとのことだと思いますが、そのとき、庄川口や内ノ川の瀬田川樋門への水中ポンプが設置されて、幸い大きな被害は免れました。こうした地域へのポンプの増設ができませんか。

内ノ川の小泓川左岸河口約50メートルには田畑からの排水路が口径15センチの土管が出ている箇所が3カ所あります。養魚場から瀬田川右岸に沿って小泓川樋門まで排水路があります。これは50センチ角の大きさです。今回、これらから逆流して田畑や道路の一部が冠水しました。降水量があとどのぐらいかわかりませんが、もう少し、1時間なのか、2時間なのか、またもっとそれ以上なのか、雨が降り続き、小泓川などが増水し、田畑の排水路などから逆流し、付近の家屋などに浸水して被害が大きくなっていたのかと思います。

そこで、こうした排水溝にふたができないか、また、水中ポンプの増設ができませんか。

また、今回、ポンプや樋門操作は、役場建設課や農林課の職員が携わりましたが、普段の管理と災害前後の管理と操作は、今後どの部署の方が行うのか。地元などの協力はどのように考えていますか。このことについて、お尋ねをしたいと思います。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

ただいま排水口にふたができないかというご質問と水中ポンプの増設、そして普段の管理、操作というところをどこの部署が行っているのかというご質問をいただきました。

まず、町河川小泓川に出ております排水管につきましては、これは各田んぼとか畑、各田畑からの水の落とし口でもあり、所有者の方々とか水利組合とも調整が必要であると思えますし、その排水管や側溝にふたをすることによって、ほかへの影響が考えられます。ですので、地域の方々も交え、現地での調査、そして対策方法について協議していきたいというふうに考えております。

そして、ポンプの増設という件についてですけれども、増設につきましては、各地区からのご要望もいただいており、非常に重要な検討課題だというふうには認識しております。ですが、まずは地域の現場条件とか樋門の操作、そして水中ポンプの操作も含め、各地区とも地域をよくご存じの皆様と一体となって、また連携しながら防災減災対策に向けた研究が必要ではと考えているところでございます。

そして、もう1つの普段の管理や操作の部署というところでございます。

現在、水中ポンプが設置されております箇所につきましては、平区、庄川区、内ノ川区、田野井区というところにポンプが設置されてございます。樋門の施設については、県の施設でございます。そして、管理は白浜町、操作については各消防団の方々ですとか各地元の方々

にご協力をいただいて、対応しているところでございます。

樋門及び水中ポンプに関する普段の管理につきましては、農林水産課、そして日置川事務所、建設課が点検しております。また、ポンプの操作に関しましては、現在、平区と田野井区は地元区や消防団の方々にご協力をいただいており、庄川区と内ノ川区の水中ポンプに関しましては、まだ近年設置したばかりでございます。また、その中でも一部仮設ということもございますので、地元の方々と、そして我々担当課、農林水産課、建設課の職員で現在対応しております。

しかし、ほかの地域への現場対応もございますので、そこへ全ての施設へ職員が常駐するということになりますと、やはり担当課の職員にも限りがあります。今後、ほかの地域への現場対応もございます。ですので、今後の樋門操作、そして水中ポンプの操作につきましては、地元区、そして消防団の方々にも協力してもらえよう協議を行っていきたいというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

今、課長からる説明がありました。今までポンプが座っているところは協議をして、役割分担も終わっておるということでございます。今、仮設でポンプを置いて、排水をしておるといふところについては、まだこれからだと、協議中だといふようなことでありますけれども、課長もおっしゃられたけれども、ほんまに職員の数は決まっていますし、いろいろなことを言うても、地元の皆さんの協力がなかったら、なかなか今の体制の中では難しいといふような答弁であったように思います。そういうことの中で、ほんまにこれからの降雨、災害について、どのようにそういう連携をつくっていくか。現場で一緒に行動してくれる方々をふやしていくかといふのは大きな課題だと思いますけれども、区とか自主防災とか、いろんなところと協議しながら、住民の方々の生活で、こうした防災について、災害がないように減災になるようなことで話し合い、相談を進めていっていただきたいというふうに思います。

それから、次に、移ります。

今回の大雨で大井堰が昨年の台風時からの仮設での修復がされていましてけれども、壊滅をしました。血深井堰も一部損壊となりました。こうした復旧については、どのように進めますか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

ただいま、さきの台風10号により被災した大井堰と血深井堰の復旧につきましてご質問をいただきました。

まず大井堰につきましては、昨年の平成30年8月に発生した台風20号などの豪雨によりまして、延長57.1メートルにわたり被災し、同年12月に国の災害査定を受け、認められましたので、災害復旧事業として工事着手をしておりました。しかし、取水時期の関係などから、本格的な復旧工事はことしの秋11月からの予定であったため、被害の拡大を防ぐため、大型土のうを敷きならべて養生をしていたのですが、さきの8月15日から16日にかけての和歌山県に接近した台風10号の豪雨により、被災箇所が増破し、被災した延長

が60メートルに、さらに堰の一部は決壊してしまいましたので、これら増破した部分について、災害復旧事業として国の補助を受けるための申請をすべく、関係機関との調整を行ってございます。

また、血深井堰につきましては、今回の台風で堰の一部が被災したため、機能については現在の状態でも変わりございませんが、一部被災しておりますので、新規の災害復旧事業として国の災害査定を受けるための申請を行う予定となっております。

以上です。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

ぜひ、修復復旧に努めていただきたいと思います。

それから、富田川の支流への対応についてであります。

このことについて、以前より同僚議員からも尋ねられていましたけれども、堆積土砂や草木の搬出、これを富田川整備事業の中でどこまでできていくのかというふうなことについて、お尋ねしますが、いかがでしょうか。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

ただいま、富田川支流の対応対策について、この富田川整備事業の中でどこまでできるのかというご質問をいただきました。

富田川水系河川整備計画策定の折に、この富田川各支流の堆積土砂除去等についても、協議は行っておりますが、当該の事業には含まれないというお答えをいただいております。ただ、各支流におきましては、浚渫等整備につきましては、町から県に対し、西牟婁郡町村会を通じて要望を行い、別途、事業で実施していただいているところですので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

次に、中大浜の打ち上げられた草木の処理、また災害での丸太や可燃物の処理について、どのようにしていますか。

そして、富田川の河口の洲端の堆積砂利の撤去についても、河川整備と関係を持たせて、今後どのようにできますか。このことについて、お尋ねします。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

ご質問いただいた1つ、まずは中大浜の件についてでございます。中大浜につきましては、国土交通省の海岸でございまして、管理は県となっております。台風等で打ち上げられた草木や丸太、また可燃物のごみという処理につきましては、今でも西牟婁振興局建設部と白浜町が協議していろいろな処分ですとか、整備の対応を行ってきております。

なお、そういう打ち上がった台風ごみの除去とかそういう時期につきましては、打ち上げ

られた流木等の漂着物の規模にもよるんですけども、地域とも協議しながら、できましたら最終の1回で済むような形の台風シーズンが過ぎてから、整備の実施をしているところでございます。

そして、2点目にございました富田川河口の砂洲の堆積土砂についても、この整備事業と関係を持たせられないかという点でございます。やはりご心配いただいているように、河口部の整備をしなければ富田川の河川整備効果が薄れてしまう可能性がございますので、このことにつきましても、富田川改修促進協議会と連携しながら砂洲の堆積土砂除去に向けた取り組みをしていただきますよう、県に対しまして要望してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

それでは、そうしたことで取り組んでいただきたいと思います。

次に、避難所の整備についてお尋ねします。

ことしの台風10号では、町内23カ所の避難所で最大81名の方が避難しています。昨年の台風21号時の避難者は160名でございました。そのとき学校の体育館などでの情報入手、休憩場所に加えて、トイレが体育館にないのが問題になりました。こうした今ある避難所で、トイレがない避難所が幾つありますか。また、学校についてはどうでしょうか。お尋ねします。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

ただいま、議員より町が開設する避難所のうち建物内にトイレのない避難所と、またそのうち学校施設数についてのご質問をいただきました。

町職員を派遣し、開設する避難所は21カ所あり、うち建物内にトイレがない避難所は、現在白浜第一小学校体育館と、白浜中学校体育館の2カ所となります。

避難所になる学校施設においては、白浜第一小学校、白浜第二小学校、白浜中学校、西富田小学校、富田小学校、旧椿小学校、三舞中学校、旧玉伝小学校の8施設であり、同様に、建物内にトイレがない施設は、先ほど申しあげました白浜第一小学校体育館と白浜中学校体育館の2カ所となります。

富田中学校の体育館については、現在、建てかえ工事中のため、一時的に農業研修会館を避難所としています。建てかえ後は、建物内にトイレを設置する予定となっています。

また、南白浜地域の避難所であった南白浜小学校については、今年度より百々千園様に避難所を変更し、開設しています。

また、補助金については、対象事業や補助要件等もありますので、該当するものは有効に活用していきたいと考えています。

以上です。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

先ほども言いましたけども、昨年に比べて約半数の住民の方が避難し、避難者の数が少なかったわけです。特に白浜第一小学校の体育館は、ゼロでした。去年は多くの方が避難をしました。その際に、やっぱりトイレが体育館にないというふうなことで、ほんの10メートル行ったら、ご存じのように体育館の改修があって、外にトイレがあるわけなんですけれども、なかなか行くのが困難だったということでもあります。そこへやっぱり今回行けなかったのは、そういうトイレがないという経験もあるの違うかなというふうに思うわけなんですけれども、白一小学校の体育館へのそういうトイレの設置というのは、今も総務課長から答弁がありましたけれども、補助金のことで何とかならんのかと、設置がならんのかというふうに思うわけなんですけど、そうした点について、どうなんでしょうか。

やはりトイレがないというのは、大きな負担になりますし、近くには1キロになりますか、中央公民館があるわけなんですけど、そうした避難所でのトイレの心配というのがないような形ということなんですけど、そこへ向いて、ないところへ設置をしていく、学校の補助金も使っていくというふうなことで質問をさせていただいたんですが、いかがでしょうか。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

確かに、議員がおっしゃるとおり、台風の大きさ等にもよりますので、去年の台風とことしの台風を一概に比べて、第一小学校の体育館にトイレがなかったからそこへは行かずに別のところへ行ったということにはなりにくいところもあると思います。学校施設でもありますので、特に体育館は児童、学生が利用するところであり、もともとそこを町として避難所に貸し出すというか借りているという状況もありますので、その辺は一方的に中にトイレということにはなかなかかなりにくい部分もありますので、教育委員会のほうとも協議しながら、できる範囲で対応をしていきたいと考えています。

以上です。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

やっぱり、今課長から答弁がありましたけれども、そうしたことで対応していただきたいと思います。さらに、工夫をして対応していただきたいと思います。

これをもって質問を終わります。

○議 長

以上をもちまして廣畑君の一般質問は終わりました。

一般質問を終結します。

本日はこれをもって散会し、次回は9月18日水曜日午前10時に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、本日はこれをもって散会します。

議長 西尾 智朗は、 14 時 57 分 散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和元年9月13日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員